

今世紀初頭における巨大土地所有の一形態

——本間家の資料によって——

松 尾 武 夫

はじめに

- 一 土地所有の規模の表示——俵田と反別——
- 二 土地集積過程を貫く一傾向——反別基準への指向——
- 三 要 約

はじめに

山形県酒田の本間家は、かつてわが国最大の地主としてその土地所有の規模は幕末（慶応三年末）^{一八六七}すでに一、三五〇町歩であつたと推計されるが、それから三五年を経過した今世紀初頭（明治三五年末）^{一九〇二}には一、四五〇町歩、さらに二三年後の大正一四年に最高の一、七八〇町歩に達する。爾後、漸減して農地改革直前（昭和一九年）^{一九四四}には一、一八〇町歩となる。本間家の土地所有は、徳川中期から資本主義初期へかけてのおよそ一世紀半にわたる集積・集中の結果であつて、所有の農地は庄内三郡に広く分散している。この分散の農地を、明治期においては二千二百ないし二千五百人の耕作者に貸し付け、六〇人前後の管理人を村落に配置してその管理下においた。

幕末一、三五〇町歩から今世紀初頭の一、四五〇町歩への集積過程には地租改正の一時期が介在する。幕藩封建

制を基盤に生成した土地所有は、地租改正によって創出される諸関係に対応するために自らを再編する。その再編の過程で、土地と農民に対する統轄組織は整備し、収取方式はより精緻となり、かくして、典型的な・分散農地・小作制の一大経営体が形づくられる。

本稿は、今世紀初頭における巨大土地所有形態の内実を明らかにするための一つの手がかりを、從來あまり顧みられなかった俵田ひょうだに見出し、俵田の性格を解明することを課題とする。すなわち、前段においては、明治期を通じて土地所有の規模の表示は俵田を基準としており、農地の売買や小作米算定の基礎も俵田基準であった事実に着目し、俵田基準の場合においても俵田〔俵田米の俵数で表示した田〕はある、広がりを持たざるをえないとの視点から、俵田に結びつく反別、あるいは俵田に対応の反別〔仮りに「俵田反別」という〕を検出し、俵田と俵田反別とは特定の数量関係にあることを実証しようと試みた。後段においては、俵田の意味を検討し、地租改正にかかわらず俵田基準の維持を余儀なくされる事情と、地租改正を前提するならば俵田基準の反別基準への編成替えを指向せざるをえない事情と、この二つの事情の相剋Ⅱ展開の裡に今世紀初頭における土地所有形態を規定する諸要因Ⅱ諸契機が形成される所以を考察する。この考察においては外部の諸事情はすべて捨象した。

一 土地所有の規模の表示——俵田と反別——

一 土地所有の規模——明治三五年

今世紀初頭（明治三五年末現在）における本間家の土地所有の規模を鳥瞰すれば、次表のとおりである。

維新政府は旧来の石高を廃して反別を採用したが（明治六年六月八日、太政官布告第一九四号）、本間家では土地所有

表 1 本問家の土地所有（明治35年末）（*は大正「飯山島」での単位は畝，以下は斗・升・合）

の規模を石高でも反別でもなく俵田で把握しており、たとえば明治三五年の土地（田畑）所有は三万五千俵であるというように俵田米の俵数〔俵田高〕でその所有規模をあらわし、またそれだけの規模の田畑であるならば三万五千俵、〔三万五千俵の俵田米が収得できる田という意味〕というのが庄内一般の慣習であつた。

二 俵田慣行の存続に関する明治・大正期の記録

明治期を通じて俵田が基準となつていたことについては、これを文献に徴することができる。たとえば。壬申地券交付の際、最上・村山の全郡と置賜の一部を管轄していた山形県は「地券ノ儀ニ付伺書」（明治五年十月日）のな

かで「元来当郡地方ニ於テハ田畑ノ差別ナク何レモ米取ニテ其ノ小作ヲ立付ト唱（養料備質ヲ除ノ外實米作徳ノ全料ヲ云フ）ハ總テ質地又ハ

譲渡等ノ節モ其地ノ反別石高ヲ不用右立付ヲ以テ地價ヲ定メ致取引既ニ証券上ニモ立付何俵場此代金幾ト記載致候仕来ニテ從古来検地帳反別帳ニ書載候各數ハ一切不相用全ク實地之作益ヲ度トシ立付米ト相定候モノニテ元来土地錯乱名実相悖り候」（『山形県史』明治初期上・資料篇、一、三一七頁。『明治初年地租改正基礎資料』上巻、一二四頁。引用は前

書による）と述べている。この伺書は、旧藩以来、貢租諸掛と地主作徳とを合計した米量を「立付米」といい、田畑を立付米の俵数によつて「立付何俵場」といつてきた慣習があつて「土地錯乱」していて現実の反別は押えがたいので、立付米を基準にして地価・反別を取り調べたいが、というのである。この立付米を、庄内地方では俵田米といい、たとえば俵田米一俵の田を一俵田・一俵地・一俵場というのである（戦後においても「この田は何俵」というい方をする故老に、筆者は出合っている）。明治二年の『山形縣農事調査書』は「小作料ハ……又俗ニ一俵場ト唱ヘ一ヶ年若干畝ニ付米一俵ノ割合ヲ以テ結約スル慣例アリ」（同書、二六頁）とし、「小作料」が俵田基準（一俵場一米一

俵)であって反別基準になっていない(「若干畝ニ付」という表現)慣習の存在を伝えている。明治三五年(推定)の『小作事項明細表』(川北二九冊、川南三六冊)は本間家が同家の所有耕地(本間作三二、六〇〇俵)を耕作する二、二〇〇人の農家の全戸調査をした記録の綴りであるが、これを見ると、各農家の経営耕地を私有作(自作地)、他作および本間作(以上、小作地)の三つに分けて「作田渡口米」の俵数(すなわち、俵田高)で記入してある。当時、同家の所有耕地は庄内三郡七五カ町村のうち四二カ町村一七六部落(ただし酒田町を一部落とみなし)に散在しており、六五人の管理人が自己の管理区域ごとに書き出している。

明治四一年以降、飽海郡を中心に耕地整理が進捗したとき、耕地整理完了地区から庄内最初の小作紛議が発生した。この時の農民側の耕地整理済み地主に対する「嘆願」(大正二年)も、つづく県知事への「直訴」(大正四年)も、その第一項は「旧反別に旧渡口米に直して貰うこと」というのであった(斎藤寿夫『庄内農民運動史』、昭和三七

写真 1. 『年季取入確定綴』の最後の1葉、大正8年5月8日付。

説明。渡口米は俵でなく石で表示されているが、その根底には俵田の関係を残している。すなわち、渡口米3石2斗2升の下に「四畝歩付」と書くことによって、渡口米3石2斗2升は〔1俵地〕4畝歩付の田2反6畝08歩内畦畔の渡口米であることを明らかにしている。したがって、

$$\begin{aligned} & (\text{田2反6畝08歩}-\text{内畦畔1畝歩}) \\ & \quad \div 4\text{畝歩付} = 6.316 \end{aligned}$$

この6俵316の俵以下を斗升合勺に換算すれば6俵1斗6升1合4勺9..となり、これを石に換算すれば3石2斗2升1合4勺9 $\approx$ 3石2斗2升となる。

したがって、渡口米は石で表示されているとはいえ、俵表示の読み替えにすぎないことが、わかる。

永地見積書		賣主
西荒額村大字豊里字沼下シト拾八番		佐藤弥治右衛門
一田貳反六畝〇八歩		口入 彦作
内畦畔宅畝歩		
地價金五拾九円七拾四銭	反金 二二、七四余	
渡口米參石貳斗貳升	四畝歩付 六、三	
内米參斗貳升貳合	定引イ〇	
殘米貳石八斗九升八合	石 二十円かへ	
代金五拾七円九拾六銭	百分ノ	
内金拾円七拾五銭	十八引	
殘金四拾七円貳拾老銭		
一金千八百拾円貳拾五銭	年率四分	
「内二而御承諾」	老反金四百四十九円	
千貳百六拾貳円六十銭	老依地百八十七円	
差八拾貳円三十五銭	老依地貳百円付	

注(一) 「寄俵地(五一入)」とは、一俵地の所有者はその一俵地の生産米のうち一俵(玄米にして五斗一升)を取得できるという意味であつて、一俵地の生産米に対する所有者資格での取前を表示したものである。

この一俵地を小作地とすれば、その場合の一俵は小作米一俵のことで、この小作米一俵は五斗一升(玄米)である、ということになる。「小作米ハ豊年ト雖定額以上ノ取立ヲ行ハザルモ不良ノ作柄ニハ必相當ノ割引ヲ行フハ從來ノ慣例」(本間光輝、稿本『農事經營一斑』、明治四拾貳年拾月蒐集)であるとされているから、「五一入」という表示は五斗一升を越えるものでないこと、あるいは五斗一升までは取得できることを含意している。したがって地主小作關係における「俵地(五一入)」とは小作米計算の基準を示しているのであつて、現実の一俵の俵入(容量)が五斗一升というのとは違う。西田川郡「栄村小作慣行」、大正一一年農林省小作慣行調査に対する答

年六月刊、三一、三四頁)。俵田基準の維持ということが、農民を結束し最初の行動に立たせている。

大正初期においても「未だ一般旧慣を脱せずして田地の直段を言ふにも壹俵地(五一入)何百何十何円といふ情況」(稿本『信成合資会社誌』第四冊、大正一一年に、成稿か?)であり、土地価格は俵田基準で決められていた。また、無年次の『年季取入確定綴』(信成合資会社)は田地の買入価格を計算した紙片(会社用箋)を一冊に綴つたものであるが、内容は明治四一―大正八年までで、いずれも俵田を基準にして買い値を算出している(写真一)。

申（村役場資料）に「従来の慣行により小作米五斗入一俵に対し打米一升」（斎藤正一『栄村史』、昭和三年五月刊、二二七頁）とあり、小作米一俵が五斗一升という慣行のあることを報告している。

三 俵田帳と『萬賞帳』

田畑を俵田高〔俵田米の俵数〕で記帳した帳簿を俵田帳という。本問家には同家固有の名称をもった俵田帳があって、明治期に限定していえば、『俵田改帳』と『俵田明細鑑』との二系統がある。『俵田改帳』（以下、「改帳」と略記）は元々四三年までで、年々書き替えられているが（本問家所蔵資料集『小作・経営』、第四集下巻、昭和三四年五月刊、農政調査会、一四六〇頁、以下、集巻・頁のみを記す）、三五年から『明治参拾五年度ヨリ作徳米指引一紙一覽表』が「改帳」に並行して作成され、四四年以降は『自明治四十四年至大正九年 作徳米指引一紙一覽表』（第四集下巻、四六一―三頁）に引き継がれて、大正九年でこの系統の帳は終っている（四四年以降の「一紙一覽表」では、「作徳米」＝俵田米はもはや俵を単位とせず、石に換算されている）。「改帳」は保存の現状からみても元年作成の帳を除けば使用の痕跡は認めがたく、この帳は単に記帳に留めておいたもの、いうならば保存用の財産目録書の性格をもったものではなかったかと思われる。

『俵田明細鑑』（以下、「明細鑑」と略記）は、二、一三、二七（川北のみ）、三〇年の各年の正月にそれぞれ起筆・作成されている。そのうち、二年作成のもの（以下、Aと略記）は慶応三年末現在で徳川期取入地のそれぞれに取入年次を記入している点に特徴があるが、その年限りの帳である（第二集上下巻）。一三年作成（以下、B）と三〇年作成（以下、C）とが業務用帳簿として内容的に連続している（Bは第三集上下巻、Cは未刊）。それ以前（元々一二年）

は元年の「改帳」が業務用として使われている。明治期の「改帳」で使用の形跡を残しているのはこの帳だけのようである。業務用帳簿としての「明細鑑」Bには、はじめて各筆に反別の記入がみられ、この書式はCに引き継がれている。俵田帳に反別の記入があるのは、このB・Cだけである。しかし一つの俵田高に二つの反別が記入されている。その一つは各筆の「地番・地目・反別」と一行に書かれている個所の反別であり、いま一つは俵田高の左肩上「欄外」に書かれている反別である。前者の反別を反別Ⅰ、後者を反別Ⅱとしておく。

反別と俵田高とを併記しているもう一つの資料は『萬覚帳』（以下、「覚帳」と略記）のなかにある。それは、田畑の取得ないし喪失を土地代金の支払ないし受取として記帳した項目の、金銭収支額一件ごとの説明記事のなかに見出だされる（第一集下巻）。この場合に、反別に関連した記載は時期によって異なるが、あまり用語にこだわらないとすれば、一〇年以前の書式(イ)「御田地・分米・俵田渡」、一一～一五年の書式(ロ)「耕地・地価・地租・定揚米」、一六年以降の書式(ハ)「耕地・地価・地租・渡口米」（二〇年からは「地租」が抜ける）の三種に大別できる。そこで書式(イ)の御田地反別を反別Ⅰ、(ロ)(ハ)の耕地反別のうち(ロ)の反別をⅡ、(ハ)の反別をⅢとする。

これで五とおりの反別記載——(1)さきの「明細鑑」B・Cの反別ⅡとⅢ、そしていま(2)「覚帳」から反別Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ——が出揃ったことになる(以下、各書式における個別の反別もこれらの記号で代表させる)。これらの反別はいずれも俵田高との関連で書かれているのである。

注(2) 『萬覚帳』（明治期）で、俵田米を「俵田渡」と書いているのは元一二年の二年間だけで、三年は「俵田渡」と「渡口米」とを併用、

四年からは「渡口米」に統一してある。俵田渡と渡口米との併用は徳川期にもみられるのであるが、ここでの書式の基本は「御田地・分米」にある。渡口米は信成合資会社（四〇年二月設立）になってからは賃貸米に改称、農地改革までこの用語が用いられた（しかし俵田

帳ではこの帳が廃止される大正九年まで「米」あるいは俵田米を使っている。「御田地」と書いてあるのは八年まで、九年から「耕地」となる。「分米」は九年まで、一〇年は「分水」と「地価・地租」が混在する。「分米は」一一年には消えて「耕地・地価・地租・渡口米」の書式になるが、この書式の「渡口米」は同年の五月ころから「定揚米」に替り、一五年後半から「渡口米」となって、書式(イ)ができあがり、二〇年からは「地価・地租」のうち「地租」が抜ける。

四 『萬覚帳』の書式(イ)「御田地・分米・俵田渡」

まず。「覚帳」の書式(イ)「御田地・分米・俵田渡」から反別と俵田高との関係を洗ってみよう。この書式は「覚帳」では明和五年以来のものである(第一集上巻、七頁)。そして本間家に現存の田地取入証文(幕末までに同家の所有に帰した土地に関するほとんどすべての証文)をみるに、反畝(御田地)・分米・俵田渡の三つしか書いてないのが普通である。だから「覚帳」に記載の事項が取入証文に根拠をもつとすれば、書式もそのようにならざるをえないだろう。また元々一〇年の間には土地の取入はなく徳川期取入の流地「永護」と請返だけであったことを考慮に入れるならば、書式(イ)が徳川期の書式を踏襲していることは明らかである(この時期には明治期の書式はまだ成立していない)。しかしながら、前述の徳川期の取入証文のなかに管見では異例と思われる証文がある。それは安永七年に余目領で畑地を取り入れた際の本証文(調査番号二一五一—一〇、写真2)である。

その本証文は前書(まえがき)の部分に、二口の上畑六歩・(その)分米二升に対して「在畝」(「実面積」は一方が四反、他方が二反でその合計反別六反は「渡り口米六俵(の)地」であると書いている。ついで中書(なかまき)の部分で「永年季二譲渡」したので「御水帳に張紙」して貴殿の名前に替えたこととし、末尾に村役人は「加判」してこの本証文全体に保証を与えている。検地帳に記載してあるのは反別(この反別を「本畝」という)・分米・本百姓(作職所有者で

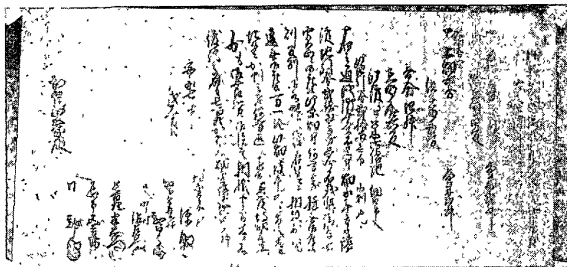


写真 2. 安永7年戊11月, 余目領町村の畑地取入証文のうち本証文

御料町村分畑成御年貢不足ニ付亮議 申證文之事	場所上朝丸北 一上畑六歩 但在畝四反	場所大日堂 一上畑六歩 但在畝貳反	歩合四升 但在畝貳反	在畝合六反 此渡リ口米六俵地 納四斗入	此地引金貳拾兩壹分 小判也	右之通成御年貢不足ニ付畑永年率ニ議 渡地引金貳拾兩壹分只今不殘値ニ請取申所 実正ニ御座候此未畑ニ付何方々茂櫓無御座候 則反別御水被江張紙名替仕候相改少も相 違無御座候万一於此畑ニ被是六ヶ敷儀出来 仕候者加判之者何方迄も罷出急度埒明貴殿正 少も御苦勞ニ御損毛相掛申間敷候	安永七年 戊十一月	畑売主町村 原 助	畑売主興屋村 甚太郎	口入町村 治左衛門	長百姓平右衛門	名主 五兵衛	同 勘	本間正五郎殿
---------------------------	--------------------------	-------------------------	---------------	---------------------------	------------------	--	--------------	--------------	---------------	--------------	---------	--------	-----	--------

貢租負担者である者」の名の三つだけであるから、検地帳に張紙したというのはこの部分であって、本証文は在畝と渡口米については一言も触れていない。とはいえ、本証文に村役人は加判しているのであるから、在畝・渡口米についていかに根拠とすべき書類が村方^{むらかた}にあつて、それに照合した上で判を捺したとの推定は許されないだろうか。⁽³⁾それはともかく、本証文は《本畝に対しては分米》《在畝に対しては渡口米》という関係を手にとるように明らかに示しているが、庄内地方ではこの

「在畝」は徳川期を通して公式の書面に姿をみせることは、ほとんどなかったようである。このことを念頭におくならば、書式(イ)は読み方としては「御田地・分米」で区切って、それから「俵田渡」「渡口米」と読んで、「俵田渡」「渡口米」を「御田地」に結びつけないのを妥当とする。すなわち反別Ⅰは「俵田渡」「渡口米」には結びつかない反別なのである。ところがこの場合、渡口米「俵田渡」が反別Ⅰに結びつくとなれば、どうなるか。後掲の表三から一反歩あたり渡口米を算出してみよう(表二一)。そこには多様な数字が現われるが、大体において書式(イ)・(ロ)で書かれた期間に应じて三つの群にくることができるといえる。

書式(イ)で書かれている期間(元々一〇年、破線で囲んだ部分)に眼をとめるならば、一反歩あたり渡口米「俵田渡」は三俵四斗から三四俵一斗までの幅をもっている。しかし最少の三俵四斗の米量さえ一反歩から期待できないことは、地租改正の結果の査定反収が旧鶴岡県で三俵一斗(一石三斗二九五、一俵Ⅱ四斗)にすぎなかった事情を思い浮べるならば諒解されるところである。また同じことであるが、試みに徳川期の田地取入証文一、六五六件(前述の取入証文)のうち反別と俵田渡の両者を記載してある一、五三六件(取入証文の九二%七五)について一反歩あたりの俵田渡を算出してみると、川北八俵二斗、川南五俵四斗、南北平均六俵四斗(一俵Ⅱ四斗、斗未満四拾五入)という数字がえられる。これらの数字が示す米量は徳川期庄内藩の上田一反歩の反収(一石五斗Ⅲ三俵三斗)を凌駕している。このことは反別Ⅰ「本畝」が渡口米「俵田渡」には関係のないことを数量として示している。なお、徳川期取入の請返は二九年まで続き、請返の際も取り入れ時の書式そのままに記帳してあるのがほとんどであるから、請返(徳)は二九年まで元々一〇年と同じような数字を示すことになる。

注(3) 「一、小作米金ハ相對ヲ以テ之ヲ定ムヘキカ如シト 蝦夷大約村々ニ於テ定マリアツテ皆村並ニ準據スルモノトス、故ニ凶年飢饉ニ際シ

表 2-1 1 反 歩 あ た り 渡 口 米

			永代	売渡	年季	請返(總)	請返(男)
			俵斗	俵斗	俵斗	俵斗	俵斗
明治 1 ~ 5	川 北		7 4	5.2	34.1	9.4	—
	川 南		6 0	—	12.1	5.2	—
6 ~ 10	川 北		11 2	6.2	4.1	13.1	—
	川 南		7.2	2.4	7.2	8.3	—
11 ~ 15	川 北		1.3	2 1	1.1	12.1	1.2
	川 南		1.3	1.3	1.1	11.2	1.1
16 ~ 20	川 北		2.2	2 0	2.2	9 1	1.2
	川 南		2.2	2.2	1.4	10 3	1.2
21 ~ 25	川 北		2.3	.5	2.3	7.3	2.2
	川 南		2.2	2.1	2.3	4.2	2.1
26 ~ 30	川 北		2.3	2.1	2 3	3 4	2.3
	川 南		2 1	2.2	1.4	2.2	2.3
31 ~ 35	川 北		2.2	2.1	—	—	2.1
	川 南		1.5	.5	—	—	2 1
36 ~ 40	川 北		2 1	2.4	2 5	—	2 2
	川 南		2.4	1.4	2.2	—	2.1
41 ~ 45	川 北		2 2	1.4	—	—	2.3
	川 南		—	1 3	2 1	—	—

今世紀初頭における巨大地所有の一形態

備考 1. 表 3 より算出

2. 永代取入のうち、31~35年の川南は、畑地 5 反 3 畝 19 歩—4 俵 0 斗 8 升 2 合 0 勺の取入を除けば、2 俵 1 斗となる。

3. 年季取入のうち、16~20年の川南は定揚地 10 町 5 反 1 畝 28 歩—定揚米 152 俵 1 斗の取入があり、これを除けば 2 俵 1 斗となる。26~30年の川南は定引地 9 反 8 畝 18 歩—18 俵 (定引△) 1 件の取入であって、これを渡口米に戻せば (△は三の符牒であって 3 割を意味する)、2 俵 3 斗となる。36~44年の川北は定引地 1 町 1 反 1 畝 16 歩—33 俵 1 斗 7 升 2 合 5 勺の取入 1 件であって、定引を 3 割とすれば 2 俵 2 斗となる。

引ケ方等申出ルモ亦一村一体ニ之ヲ爲スノ慣例ナリ」(農林省經濟吏部『本邦土地慣行』、昭和一四年三月刊、謄写版、一六頁、原本は市岡正一『本邦土地慣例』であろうと思うが、原本は未見である)。
〔村並ニ準據スルモノトス〕れば、村方には準據となる書類が備えてあったというのが筆者の推定である。明治五年一〇月の山形県調査(本文の四頁に引用)に「古来ヨリ検地帳、反別帳、ハ一切」(傍点は引用者)用いなかったとあるが、検地帳とは別個に所在する「反別帳」とは何ものであろう。後田「反別帳」の類ではあるまいか。

五 書式口「耕地……定揚米」

次に。一一一五年(書式口)「耕地・地価・地租・定揚米」、表二一の点線で囲んだ部分)は定揚米で取り入れた期間である。なぜこの期間に定揚米で取り入れたかについては当時の生産力水準の問題が関係してくるようになると思われる。渡口米の取り立ては一五年までは「畦立」法によって「各戸ノ稲作状態ニ應シテ其割引歩合ヲ定ムル」(本間光輝、稿本『農事經營一斑』、明治四拾貳年拾月蒐集)方式がとられていた。その実際の割引歩合をみるに、六年一割八四、七年一割六五、八年一割四四、九年一割〇九、一〇年一割二三であつて、この五カ年平均は二割四分五厘(算術平均)である。このきわめて不安定な状態に対処する方策として、新たに取り入れる田畑については予め渡口米から一定の割引をしたものを定揚米と決めて、それだけの米量は必ず取り立てることができるとしたのである。その後の一一一五年の実際の割合は、一一年一割八四、一二年一割三六、一三年一割〇二、一四年一割〇三、一五年一割四七で、この五カ年平均は一割九分五厘である(『明治六年ヨリ引米平均取調帳』による)。この五カ年区切りでみられる割引率低下の段階で定引法が「案出」され、一六年から畦立法は定引法に移行しはじめるが、それを機に土地取入は定揚米でなく渡口米でおこなわれるようになる。

定揚米は割引された渡口米であるから、割引率さえわかれば渡口米に戻すことができる。しかし「覚帳」にはすべての定揚米について割引率を明記しているわけではないので（特に低いが高い割引率、たぶん低いものだけを記したと読めないこともない）、平均的な割引率は知るべきがない。ただ一一一五年の所有の渡口米に対する「実際の割引歩合」が平均二割四分五厘である事実から、定揚米〔割引した渡口米〕で取り入れた場合の平均的な割引率は「実際の割引歩合」に近いものであったと想定していいだろう。この想定が許されるならば、一一一五年の一反歩あたり定揚米一俵三斗（ $\parallel$ 七斗）は平均割引率二割四五として渡口米で九斗二七（ $\parallel$ 一五（ $\parallel$ 二俵一十強）となり、一六二〇年の一反歩あたり渡口米二俵二斗弱に極めて近似する。また平均三割とすれば全く一致する。（平均三割は定引法の平均割引率であるが、定引法は定揚米の実施期間における諸経験を踏まえて旧藩米の畦立法から脱却するために「案出」したものであることを念頭におけば、定揚米の平均割引率は二割五分 $\sim$ 三割の間にあったと推定していいかも知れない。）年季取入の場合の定揚米は「地租諸課出共小作人請持之定」（「覚帳」）であって「小作人請持」の分だけ差し引くことになるから、永代取入の場合より低くなる（表にもそのように現われている）。

書式(四)の「定揚米」の、書式(五)の「俵田渡」との性格の相違は、定揚米が割引した渡口米であり渡口米に戻せるならば反別に結びつく点にある。そして俵田渡と定揚米との間に境界線を引くのは地租改正である（地租改正の終了は二〇年二月）。

注(4)

「定引法ハ年ノ豊凶ニ関セズ納米ニ一定ノ割引ヲ與フルノ法ニシテ地味其他ノ事情相類似シタル隣接ノ地ヲ一區域トシ各區域毎ニ既往十ヶ年間ノ割引額ヲ平均シ尚補助トシテ更ニ平均額ノ三分ノ一ヲ加算シ其土地ノ定引ト定メタリ然レバ此方法ハ豊年ニ際シテ小作人ノ収益甚多額ニ上ルモ凶年ニハ處定ノ納米額スラ收獲シ難キコトアリ依テ規定ヲ設ケ豊年ニハ凶年ニ對スル備米ヲナサシメ之ヲ当家ニ保管

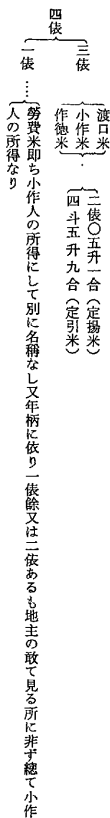
シ) (稿本『農事經營一斑』、前出)、「凶作の際にハ引出して納付せしむる事とし」た(稿本『信成合資会社誌』第二冊、大正一一年?)。定引法は「明治十六年始めて之を一部小作人に試み結果良好なりしを以て明治十九年之を一般小作人に適用し連年此の方法を継続せしが明治卅四年之を廃止したり」(前出『社誌』)。

定引法では「既往十ヶ年間ノ割引額ヲ平均シ：更ニ平均額ノ三分ノ一ヲ加算シ：定引ト定メタ」とあるから、明治六〜一五年の実際の平均割引率二割二分にその三分の一を加算した二割九分三厘三が平均の定引率となるわけである。定引法は「規定ヲ設ケ・備米ヲナサシメ」とあるごとく、この備米規定(「儲蓄米設置方法」という)と抱き合わせの関係にあるが、この「設置方法」では定引は平均三割となっている。

この「設置方法」について本間家から説明を聞いたという倉上吾妻の投稿が明治二九年一月一七日付の山形自由新聞に掲載してあるが、これは渡口米(俵田米)を反別基準で極めて巧みに、つまり部外者向けに説明している。左に、農務局旧蔵の新聞切抜から全文を引用しておこう。

「『出羽の本間』として名声赫々たる全家は全國長者鏡中優に初號活字の地位を保てるだけそれだけ一家の意法の嚴格なるは屢々耳にする所なるが今全家に就て儲蓄米設置方法を聞くに亦尋常小作契約と趣を異にせる點少からされば請て予が受する商業資料の餘白を借ることゝなしぬ(但毎條項中註曰とあるは正條のみにて不明なるを以て細説をもとめし主意を略解したるものに屬す讀者請ふこれを諒せよ) 第一條 儲蓄米は本間光彌殿所有耕地小作米定引定揚に相定凶作の補として渡り口米額に至る迄の目的を以て備置くものとす

(註曰) 定引とは十ヶ年間の引^{ひき}を平均して規定したるもの也譬へば百石の渡り口米の場所より十ヶ年間にて千石の米額を得べき嘗なれ共不充分の作ありて八百石より外なき時は一ヶ年平均八十石の揚米割合なり然る時は引米二割となる夫に又一割を地主より引足して即三割の定引所と定む則ち百石の渡り口米の場所より七十石づゝ年々地主へ納米するなり之を定揚米と云ふ、渡り口米とは小作米又作徳米の云にして即ち納米の事なり假へば一反歩の收穫米を四俵(一俵は五斗一升入)とすれば定引は三割と定む其詳細は左の如し



今世紀初頭における巨大土地所有の一形態

右の如く一反歩の小作地を預りける者は渡口米三俵の定にして内定引を引去り定揚米二俵〇五升一合宛を地主へ納むる上は小作人は如何程の收穫あるも前規定の定揚米を納むれば足るが故に自然勉勵心改良心起りて自己の所得米を多くせん事を圖る從て田地も追々肥ゆる次第なり

第二條 定引は左項の通り區分す

- | | | |
|-----|----|------|
| 第一項 | 一等 | 二割五分 |
| 第二項 | 二等 | 三割 |
| 第三項 | 三等 | 三割五分 |

(註曰) 此等級は一ヶ村の地所善惡上中下を區分したるものなり

「一、反歩の收穫米を四俵(一俵は五斗一升入)」として渡口米を説明しているが、渡口米はこう語るだろう——渡口米三俵の決めであるから、つまりその田は三俵田であるから、一俵田の産量が六斗八升ないしそれ以上あれば額面どおり三俵の渡口米を地主は受け取ることができる。そのときには三俵田の産量は二石〇斗四升(二石〇斗四升×二)すなわち四俵(二石〇斗四升×二)である。たまたま三俵田が一反歩あるというから一反歩の收穫米は四俵となるので、耕作者の取前も一俵(一俵〇斗四升)になるのである。しかし、地主としては三俵の渡口米をすでに受け取っているから、その残りが「一俵餘又は二俵あるも地主の」槽うところではない、と。また、定引三割の定めであるから、渡口米三俵に対する定揚米は三俵の七割(二俵〇五升一合)、定引米は三俵の三割(四斗五升九合)である。しかし定引米はもともと地主の取前の一部であるから、「儲蓄米設置方法」の規定によつて凶年の場合に定揚米の不足を補うためにこの定引米は地主の倉庫に預つておくのである(「至る迄の目的を以て備置く」と。

六 書式(ハ)「耕地・渡口米」と「明細鑑」における反別と俵田高

一六年以降(書式(ハ)「耕地・地価・地租・渡口米」、実線で囲んだ部分)についてみるに、一反歩あたり渡口米は比較的齊一な数字になっている。それは二俵半(二俵二斗、あるいは二俵二斗五升五合)を軸として若干の偏差を示している点が特徴的である。

一六年以降の取得と喪失は「明細鑑」B・Cにも記載されている。だから試みにこの期間に取り入れた任意の反別〔Ⅱ'〕を「明細鑑」BあるいはCの該当箇所（B・Cには取入・売渡・請返の年次が記入してある）に照合すれば、ほとんど反別Ⅱに合致する。ほとんどというのは、「明細鑑」は俵田の基本帳簿であるために、この帳に記入の際に俵田高ないし反別のあるものに修正を加えたとみられるからである。とくに永代取入について、そうである。

「明細鑑」を素直に読むならばなんらの抵抗なしに反別Ⅱは俵田高に結びつく反別、つまり「俵田反別」として理解できる。しかしこの俵田高には既述のとおり反別Ⅲが「左肩上」にはあるが記入されているので、反別Ⅲも俵田高になんらかの関連をもっているとせねばならぬ。そこで反別Ⅱ・Ⅲの一反歩あたり俵田米を算出してみよう（表二二）。当然のことではあるが、反別Ⅱの一反歩あたり俵田米は反別Ⅱの場合（前出、表二一を参照）のそれと極めて近似、あるいはほとんど一致している。したがって反別Ⅱ'とⅡとはともに俵田高に結びつく反別ということができる。これに対して反別Ⅲの俵田米は低く現われており、反別ⅢはⅡより「甘い」ことを示している。そのことは「畝歩付」を比較すれば一層瞭然とする。

また、右表において明治一三年現在および一四一五年の取り入れの反別Ⅱの一反歩あたり俵田米の数字に注意したい。これは、徳川期以降、明治一五年に至るまでの田の永代取入であるが、このなかでは、明治元一〇年の本畝〔反別Ⅰ〕は反別Ⅱに、一一一五年の定揚米は俵田米〔渡口米〕に書き替えられている。であるから定揚米も俵田米に戻すならば、一一一五年の一反歩あたり「定揚米」は一六年以降と同様な数字を示すのである。したがって「覚帳」の反別Ⅱ'も、「明細鑑」の反別Ⅱと等しく俵田高に結びつく反別なのである。そこで、一一年以降の反別Ⅱ'・Ⅱは俵田高に対してほぼ同等な数量関係を内在しており、そのかぎりでは、いずれも俵田高に結びつ

表 2—2 俵田反別および反別Ⅲにおける、1反歩
あたり俵田米と1俵田の畝歩付

(俵田米の単位は俵、以下は斗升合勺)

		反別Ⅱ		反別Ⅲ	
		俵田米	畝歩付	俵田米	畝歩付
明治13年末現在	川北	俵 2.1619	畝歩 4.05	俵 2.0317	畝歩 4.24
	川南	2.1423	4.07	2.0236	4.27
	川北	2.1518	4.06	2.0275	4.25
14～15年取入	川北	2.2515	3.24	2.0603	4.19
	川南	2.1330	4.09	2.0163	4.27
	川北	2.1900	4.01	2.0389	4.23
16～20	川北	2.2076	3.29	2.0456	4.22
	川南	2.1805	4.02	2.0467	4.22
	川北	2.1877	4.01	2.0464	4.22
21～25	川北	2.2644	3.23	2.0869	4.15
	川南	2.1674	4.04	2.0571	4.20
	川北	2.2381	3.26	2.0791	4.17
26～30	川北	2.2360	3.26	2.0614	4.19
	川南	2.1042	4.13	2.0756	4.29
	川北	2.1607	4.05	2.0307	4.24
明治29年末現在	川北	2.2399	4.01	2.0533	4.23
	川南	2.1459	4.11	1.5030	5.01
	川北	2.1869	4.07	2.1961	4.27
30	川北	2.2896	3.27	2.0546	4.22
	川南	2.3148	3.25	2.1077	4.16
	川北	2.3042	3.26	2.0850	4.18

典拠 付表2.

- 備考 1. 俵田米は俵田反別ないし反別Ⅲの場合の1反歩あたりを示す。
2. 畝歩付は俵田米1俵（すなわち、1俵田）あたりの反別を示す。1俵田あたりで算出した反別を（俵田に畝歩を付ける、という意味で）「1俵田の畝歩付」という。
3. 俵田反別と反別Ⅲとの畝歩付を対比すれば、俵田反別には「延び」のあることがわかる。
4. 1俵田の畝歩付＝俵田反別÷俵田高
5. なお31年以降の取入には反別Ⅲの記載はない

く反別とすることができる。

七 本問家で実測したという反別

「明細鑑」の反別は「本問家で実測したものである」との口碑が残っているが、その些細はわからない。「明細鑑」の二つの反別Ⅱ・Ⅲのうち反別Ⅲは「恐らく地租改正後の丈量による数字を後になって追記したものであろう」(第三集上巻前付「解説」という指摘もあるが、反別Ⅲ全般にわたって本問家で実測したとする典拠に筆者はまだ接していない。「明細鑑」B(第三集下巻)から二・三の事例を拾ってみよう。(1)西袋村第八番字蔵前の「拾五番田、反別壹反拾三步」の地目は田であるが宅地を含んでいるため張紙をして「十五番元渡口二俵三斗ノ処十九年二改メ二俵一斗八升ハ田外ニ壹斗七升ハ宅地ナリ反別ノ如キハ測量ノ上申上ベク矣」(同、二四九頁)とあって実測する場合のあることを示している。ところが、反別ⅡもⅢもともに訂正してあるので恐らくこれは実測した結果の訂正であろうから、両反別とも本問家で実測するようにもみえる。(2)余目邸第拾貳番字小島の「貳百五拾九番畑反別四畝廿六歩」は反別Ⅲが記入洩れになっていて、その張紙(一九七頁)をみると、一筆の畑が四枚の田になっていてそれぞれ反別を書き出してその「合計六畝十三歩 地價帳面」とある。これは記入洩れの反別Ⅲをさしあたって地価帳面の反別で補ったとも、また本来反別Ⅲは地価帳の反別を書いたもので、それが張紙であるために「地價帳面」と特に書いたとも解せる。地価帳の反別ならば地租改正による改正反別ではないだろうか。(3)西袋村第拾貳番字大南の「廿五番田・廿六番田・四拾八番田」には「明治三十年七月」と年月を記した張紙(二五〇頁)があつて、この字大南の三筆の俵田高をすべて訂正して「訂正方支配人へ照会可致」としてあるが、この張紙の廿五番田の

反別Ⅲは「一反式畝十三歩」で、その下に「改式俵式斗六升実、測四畝廿壹歩付」（傍点は引用者）と書いてある。これは俵田高を二俵二斗六升に改めるとこの一俵には実測四畝二一歩が「付」ということであるから、逆算してみると $4畝21歩 \times 2畝2斗6升 = 12畝13歩65$ となって反別Ⅲに一致する。一般に「畝歩付」という場合は、俵田高と俵田反別〔反別Ⅱ〕との関係であるから、ここでは反別Ⅲと俵田高との関係であるために「実測、畝歩付」として俵田反別の場合と区別したと思われる。とすれば、反別Ⅲはもともと実測反別（つまり地租改正による改正反別、これは公式には実測反別であり、地価帳に記載されておかしくない反別である）として考えられていたのかも知れない。とにかく反別Ⅲをもって直ちに本間家の実測と推断することはむずかしい。

反別Ⅱ（したがって反別Ⅰ・Ⅱ）は俵田高に結びつく反別〔俵田反別〕として俵田高とともに俵田基準の場合の基礎的数字であるから、正確を期するために本間家で独自に実測したとしても敢えて異とするに足りない（本間家の口碑は反別Ⅱに関してではあるまいか）。その場合、反別Ⅱは実測の結果が、(1)在畝に等しい地積であれば徳川期における本畝の実測反別としての在畝そのままであるし、(2)等しくなければ在畝の修正反別である（「覚帳」に「地狭ニ付俵田下ク」あるいは「地広ニ付俵田増」の追記も見られる）。そのいずれにしても反別Ⅱ・Ⅱ'・Ⅱ''は俵田高との関係において在存する反別であり、そのかぎりで在畝の系列に属する反別であることに、かわりはない。

「明細鑑」において反別Ⅲもまた俵田反別であるとするならば、反別Ⅱを抹消して書き改めればよいはずである（反別Ⅱの書き改めは随処に見られる）。それをしないで永代取入の各筆に反別Ⅲを書き出しているのは、なぜか。筆者の理解では、恐らく参考反別としてであろうということ——その意味は、反別Ⅱを俵田反別として設定しても反別Ⅱには俵田の属性としての「延び」はもたせてある、そのことを確かめる程度のものであるとして書かれているという

こと——である。

八 本畝・在畝および俵田反別

俵田高〔俵田米・渡口米〕との関連で記載されている反別は、五とおりの書式のなかに反別Ⅰ・Ⅱ'・Ⅱ''（覚帳）およびⅡ・Ⅲ（明細鑑）として現われていた。そのうち「覚帳」の反別については、地租改正を境としてその後で性格を異にしており、改正前（一〇年まで）の反別Ⅰは徳川期の検地帳に登載の本畝であって俵田高には結びつかない反別であり、一一年以降の反別Ⅱ'・Ⅱ''はともに俵田高に結びつく反別であり、そのかぎりでは在畝〔徳川期においては在畝が俵田高に結びつく反別であった〕の系列に属する反別であることを、明らかにした（俵田高に結びつく反別を「俵田反別」と仮称してきたのには、徳川期固有の呼称である在畝と区別する意味も含めてのことである）。「明細鑑」は一三年の起筆であるから反別Ⅱは初手から俵田反別として書かれている。厄介なのは反別Ⅲであるが、この反別の記入の意図については想定にとどめざるをえない。

明治期を通じて、あるいは大正初期あたりまで、土地所有ないし土地集積は俵田基準であった。少なくとも村落の基底において、そうであった。

二 土地集積過程を貫く一傾向——反別基準への指向——

一 土地集積過程——明治元々四五年

明治期における土地集積〔取得と喪失〕の過程を一眸に収めるならば、次のとおりである（表三）。

今世紀初頭における巨大土地所有の一形態

(* は大豆, 渡口米の単位は俵, 以下は斗升合勺)

渡			諸返(徳川期取入)			諸返(明治期取入)		
件数 (関係人数)	反	渡口米	件数 (関係人数)	反	渡口米	件数 (関係人数)	反	渡口米
	町 畝歩	俵斗		町 畝歩	俵斗		町 畝歩	俵斗
1(1)	34 04	18 3500	32(26)	5 98.07	593 3900	—	—	—
—	—	—	{ 14(13) 1(1)	8 90.10 * 14.14	496 3133 * 1.2500	—	—	—
2(2)	81 26	53.3000	{ 18(16) 1(1)	90 09 半軒前	120 0210 5.0500	—	—	—
1(1)	60 22	18 0000	3(4)	147.10	127.0750	—	—	—
63(78)	{ * 36 55 05 * 5 73 16	{ 842 1023 * 65 4863	{ 46(38) 1(1)	4 19 00 地所無之	515 1138 48 1000	41(41)	26 92.29	400.1755
26(58)	{ 68 22 181 * 37.77 13	{ 227.0038 * 425 3495	{ 8(7) 1(1)	2 78 04 地所無之	326.0155 4 0000	21(18)	17 44 22	218.1100
36(81)	45 95 21	965 0311	19(28)	3 67 03	335.0550	15(15)	5 22.12	83.3190
27(84)	{ 16 62 05 * 6 00 03	{ 435 3215 * 73.1427	3(5)	27.20	29 2000	19(35)	41 63.08	632.1507
23(26)	{ 135 87 001 * 1 66 13	{ 1,303 3949 * 23 0932	3(3)	59.22	46 4850	93(120)	70 19.19	1,724.3512
21(16)	{ 26 55 10 * 11 89 03	{ 606.1144 * 124 2474	3(2)	2 61.28	116.1275	17(19)	32 40.02	708.0971
23(19)	4 29 17	102.0399	4(4)	94 10	36.2825	77(82)	50 18.19	1,339.0201
7(7)	{ 11 71.04 * 31 02	{ 276 4425 * 3 0000	5(5)	2.01.13	48 0255	2(2)	43.19	12 0000
58(46)	17 66 20	334 4554	—	—	—	59(57)	38 85.03	846.3935
18(25)	8 16 20	78.4918	—	—	—	3(3)	1 31.18	29 2550
16(15)	83 10	21.3184	—	—	—	78(80)	34.90.06	876.1667
19(16)	{ 1 39 09 * 32 29	{ 24 4104 * 3 1240	—	—	—	4(3)	2 56.09	58 2142
13(12)	2 56 25	47 0995	—	—	—	13(16)	6 34.22	178 0726
17(17)	2 40 25	35 1699	—	—	—	—	—	—
206(253)	{ 241 50 033 * 7.39 29	{ 3,620.2536 * 89 0795	{ 122(115) 1(1) 1(1)	16 28 211 半軒前 地所無之	1,647 4373 5 0500 48 1000	285(315)	191 38 224	394 3493
100(191)	{ 131 88 192 * 55 97 21	{ 2,642 3540 * 626 2396	{ 36(36) 1(1) 1(1)	18 06 251 * 14.14 地所無之	143 3568 * 1 2500 -4 0000	62(77)	93 23 09	1,600.1028

表 a

	永 地	年 季 地
	町	町
川 北	680 04	21 56
川 南	674 86	25.50
計	1,354 90	42 06

表 b

	川 北		川 南		典 拠
	米	大豆	米	大豆	
明治元年	15,644	146	15,294	888	明 細 盛
	15,257	101	15,281	887	
同 35 年	17,303	—	17,974	173	依田改帳

反別は表 a のようになる 本文で本問家の幕末における所有田畑を1,350町歩としたのは、この数字を根拠とする

- 3 『萬葉集』からは地目が分けられないため, 畑 [大豆] の動向を推察する資料として依田帳からの集計数字を示せば表 b のとおりである 米・大豆とも単位は俵

表 3 本間家における土地集積の過程(明治元~45年)

		永代取入			年季取入		
		件数 (関係人数)	反別	渡口米	件数 (関係人数)	反別	渡口米
			町 畝歩	俵斗		町 畝歩	俵斗
明治 1~5	川 北	4(4)	1.18 20	93 2100	16(15) 2(2)	57 06 式軒前	195 1870 22 2000
	川 南	3(3)	59.11	36 0000	9(8)	60 10	73 2000
6~10	川 北	7(7)	44.18	51 0400	22(21) 1(1)	3 69 13 志軒前	158 1550 11 1000
	川 南	6(6)	97.27	72.1100	5(5)	81 26	57.0280
11~15	川 北	16(16)	12 38.26 * 29.13	219 1960 * 3 4632	46(62)	28 94.11	362 0435
	川 南	23(22)	26 86 24	481.1227	29(36)	30 87 17	340 1560
16~20	川 北	111(123)	80 64 05	1,954.1755	98(145)	121 83 12	2,919 2262
	川 南	71(67) 2(2)	147 53 13 * 1 29 00	3,739 3135 * 12 4400	18(23)	53 93 18 * 25 14	1,032 2819 * 1.1200
21~25	川 北	135(141)	71 06 26	1,798 4353	183(178)	110 65 11	2,872.3119
	川 南	28(28)	11 02.29	257 1302	11(11)	5 24 23	138 2550
26~30	川 北	79(79)	58 19.24	1,500.2974	83(79)	53 97.18	1,373 1858
	川 南	20(17)	40 70 29	872 2330	1(1)	98.18	18 0000
31~35	川 北	26(25)	28.65 23	682 1433	—	—	—
	川 南	2(3)	25 26 19	503 2380	—	—	—
36~40	川 北	21(21)	12 55 03	283 0300	1(1)	1 11 16	33.1275
	川 南	3(3)	20 22	5 3145	1(1)	39 07	8 0000
41~45	川 北	1(1)	49.16	11 4464	—	—	—
	川 南	—	—	—	1(1)	46 00	9 4120
1~35	川 北	378(395)	252 58 22 * 29 13	6,300 0775 * 3 4632	448(500) 3(3)	319 67 11 三軒前	7,881.1994 33 3000
	川 南	155(148)	252 98 02 * 1.29 00	5,962 2374 * 12 4400	73(84) * 25 14	92 46 22 * 25 14	1,660 0109 * 1 1200
1~35年 年季取入のうち		永 成		川 北 113(119) 川 南 6(6)	85 11 14 2 99 11		2,154 1204 69 4825
		継 年 季		川 北 70(76) 川 南 3(3)	53 00 10 1 76 29		1,361 3444 55 2000

典拠 1. 『萬葉帳』のうち、「御田地買入地引渡方」および「御田地譜返地引取取」の2項目(明治元~45年) 本間家所蔵資料集『土地集積の過程』第一集下巻, 昭和32年2月刊 農政調査会

2 『俵田明細鑑』(明治13年, 30年). 13年は前出資料集, 第三集上巻, 昭和31年3月刊 30年は未刊

備考 1 渡口米の1俵は元~20年は4斗, 21年以降は5斗1升である 大豆は1俵=5斗である

2 いま, 表1の明治35年本における川北(飽海郡), 川南(東西両田川郡)の永代 斗・年季地の数字を基礎にして本表によって逆算すれば, 慶応3年末現在の永代ならびに年季取入の

備考一。「萬覺帳」のうち、「御田地買入地引渡方」の項目は土地の取得を、永代取入・年季取入・および永譲（徳川期取入の流地）として、また「御田地請返賣渡請取地引渡取」の項目は土地の喪失を、請返および売渡として、記帳している。この帳の前記二項目は土地に関して金銭収支のあったものを洩れなく記帳しているから、それによつて土地（田・畑・宅地・萱生・草生・山林、および土地の附屬物としての家屋・土蔵、立木、等々）の取得と喪失の、年々の状況を知ることができる。

明治期を通じて土地の取得と喪失の状況を反別と俵田米（渡口米）との関連で知りうる資料は「覚帳」が唯一のものである。「明細鑑」は内容的には一三～一五年以降の土地異動しかわからない。したがって本表の作成は「覚帳」を基礎とし「明細鑑」は参考にとどめた。

二。本表は山林を除いた全地目——田・畑・宅地・萱生・草生——を含んでいる。反別ないし俵田米のいずれかが記入洩れになっているもの（極めて少数）は最寄りの田畑等から推計した。ただ市街宅地（酒田町・鶴岡町・松嶺町）は俵田米の推計ができないので、表からは除いてある。

三。「覚帳」の整理中に判明したことであるが、年季取入の扱い方が徳川期取入と明治期取入とは違っている。

(1) 年季取入は、受け返すか、年季をさらに延ばすか、流地にするかで、結末がつく。徳川期の年季取入が流地になる場合、なにがしかの米金（米ならば増米、金銭ならば増金・増銭、助力金、ときに涙金ともいうが、普通は増金）を質入主に渡し「地引渡方」の支払金額に「増金」あるいは「増米」と頭書して、それが流地になったことが一見してわかる書式になっていた。明治期に繰り越した徳川期の年季取入の流地の場合、この徳川期の書式を継承している。これに對し明治期の年季取入はすべて質入主に返して、新規の取り入れになっている。

(2) したがって明治期の年季取入の請返には「永成」も「継年季」も含まれている。もっとも、「更ニ何年季」「継年季」とか、「永代譲リニ付」「永成」とか追記してあるものもあるが扱いとしては請返である。

四。前記の二点を考慮して、本表の作成には次の操作をした。(1)永代取入は記帳どおりとして、永代・永譲・永成を一括し、(2)年季取入は新規取入だけとし、(3)請返からは継年季を除いた。

二 土地集積過程の決算——全過程

右の表は、幕末明初^{一八六七/八}においてすでに四〇〇町歩(ただし本畝)・米三万俵・大豆九百俵・金三百五十兩・錢三十四貫文(「明細鑑」明治二年、内容は慶応三年末現在、南北二帳の集計結果、第二集上下巻)という複雑にして巨大な土地集積を基盤にして、その上に累加された土地集積の過程を示すものであるが、この過程の決算は次のごとく特徴づけることができる。

(1)明治期においてもなお土地所有ならびに土地集積は俵田基準であり、したがって土地所有は永代取入(「永地」と年季取入(「年季地」と)によって構成されており、永代取入は年季取入によって媒介され年季取入は永代取入を補充する関係で、集積は進行している。たとえば、一六〇三五年の永代取入は一万一、三〇〇俵で、そのうち約二割(二、二〇〇俵)は年季取入からの流地である(明治期の年季取入の流地は一六年からはじまる)。また元〇三五年の間に六、二〇〇俵(この数量は同一期間の川北における永代取入に比敵する)を売渡しているが、その補充として年季で九、五〇〇俵を取り入れている。

(2)徳川期の年季取入のうち永譲は一六年に、請返は二九年に終わり、徳川期の年季取入は一掃されている。これに代替した明治期の年季取入の六、〇〇〇俵が未処理のまま残されている(三五年末現在)。

(3)徳川期の集積を度外視すれば、明治の三五年間に俵田反別で五〇〇町歩を取得し四〇〇町歩を売渡して差引一

〇〇町歩を集積し、これを俵田でみれば一万二、〇〇〇俵を取得し六、九〇〇俵（米・大豆とも）を売渡して差引五、一〇〇俵を集積した計算になる。これは、俵田反別一反歩あたり二俵二斗（2,000^兩斗÷500^兩斗）の田畑を取得して一俵三斗四斗（6,900^兩斗÷400^兩斗）を売り捨てたことを意味する。また、この売渡の過程で大豆を放棄して米に集中していることが看取される。

三 土地集積過程の決算——地域的

ここで、右の取得と売渡の事情を少し地域に立ち入ってみよう（付表一—）。

ごく大づかみにいって、元々一五年における売渡の大部分は平野の周辺部に起こっており、一六年以降の売渡は平野の中枢部でおこなわれている。そしてこの平野の中枢部で取得と売渡とが交錯するなかで土地の集積・集中が進んでいる。試みに一、〇〇〇俵以上集積の村（明治三五年現在）の内部にはいってみれば、村内で一部落に集中化してゆくもの、初手からその部落だけに集積するもの、多数部落においてそれぞれ集積した結果として一村として大きな集積を示すもの等、多様である（付表一—二）。とはいえ、これら一、〇〇〇俵以上集積村において集積・集中の拠点となっているのは徳川期において本間家との関係が成立し、同家の譜代たる代家・支配人が旧幕以来そこに居住して差配してきた村落である。たとえば、川南では、本間家最初の取得地の所在する西野（16、新堀村）には同家の筆頭代家が元文元年に移住し、深川（同村）には次席の代家が宝暦元年以来、また南北を通じて最大の集中地点である広野新田（18、広野村）には肝煎の系譜をもつ代家が安永五年以来、それぞれ居を構えている。川北では、最大の集積部落である保岡（13、本橋村）には文化一〇年以來、これに次ぐ手蔵田には安永二年以來、代家が在村し

ている、等々。

本間家のごとく家格が高く由緒が古ければそれだけに土地集積も伝統の基礎の上に進行せざるをえないのであるが、必ずしもその基盤の上に安住していたわけではない。徳川中期以降の一三二年間に一、三五〇町歩を集積しながら、明治期の三五年間に実質的には一〇〇町歩しか集積していない事実が、そのことを語っている。

四 俵田渡の設定に関する仮説

問題は、なぜ平野の中枢部（後の水稲単作地帯の中枢部）でかくも大量の取得と売渡とを繰り返したかである。この問題に答えるためには、俵田米の性格を明らかにする必要がある。しかしながら、本稿は対象を明治期に限定しており、また徳川期に遡及することは困難なので、さしあたって徳川期における俵田渡の設定について仮説を立てることで満足せざるをえない。

「明細鑑」によれば明治一三年現在の田の、永代取入は二万五、九六二俵一、〇九一町歩（付表二、南北の計）であるが、この数字は享保二一年から明治一三年に至る期間の田の、永代取入を俵田高と俵田反別との関係で示している。ところが元々一五年の田、畑の、永代取入は九五二俵（前出、表三）であるから、元々一三年の田の永代取入は極めて僅かであったことがわかる。したがって一三年現在の数字は、徳川期に取り入れた田の在畝と俵田渡との関係そのままではないにしても、ある程度は反映していると思倣していいであろう。とすれば、右の数字から算出した俵田反別一反歩あたり俵田米二俵一斗五升一合八勺（前出、表二）二、明治一三年末、南北の数字）は、徳川期においていかなる収取関係の下で、いかなる田位に設定された俵田渡を反映しているであろうか。

酒井藩庄内における収取関係は四公六民ないし五公五民として總括することができよう。⁽⁵⁾ まず四公六民の場合に俵田渡が設定される経路を辿ってみよう(表四一)。⁽⁵⁾ 説明の便宜のために、本畝とその実測反別である在畝とが一致していること、そしてたとえば上田一反歩の石盛は在畝の産量であることを前提する。徳川期における上田一反歩の石盛は一石五斗であるから、四公六民ならば生産米の分割は貢租に六斗、耕作者に九斗である。いまこの九斗を第三者に耕作させるとすれば、この九斗は四公六民に準拠して分割されて(それ以外に分割の基準はないとして)元の耕作者は三斗六升、第三者(今の耕作者)は五斗四升を受け取ることになり、元の耕作者の手許には土地保有^{||}所有者として貢租分六斗を含めた九斗六升が帰属する。この九斗六升、俵に換算して二俵一斗六升(一俵^{||}四斗)が右の田の俵田渡「貢租と作徳との計」である。同様に、中田・下田にもそれぞれ俵田渡は設定しうるわけである。そして、ひとたび俵田渡が設定されるならば、やがてそれぞれの田がすべて俵田渡で、たとえばさきの上田一反歩は二俵一斗六升田として、表示されるようになる。五公五民の場合についても同じである。

四公六民の場合に上田に設定された俵田渡二俵一斗六升は、さきの明治一三年現在の俵田米二俵一斗五升一合八勺に極めて接近しており、川北の数字(二俵一斗六升一合九勺、前出、表二一二を参照)に至ってはほとんど一致する。これほど接近した数字は他の俵田渡には見出だせない。したがって明治初期の俵田米は、徳川期において四公六民の場合に上田に設定された俵田渡を受け継いでいるように見える。⁽⁶⁾

しかしながら一方、享保^{一七一六}頃^{一七三三}までには大体において「五貢五民」が完成したとする見解(注5を参照)が存し、本間家の最初の田地取り入れは享保二年であるから、その頃にはあるいは五公五民で俵田渡が設定されていたかも知からない。そうだとすれば、明治初期の俵田米は五公五民で中田に設定された俵田渡を継承したとすべきであら

表 4—1 俵 田 渡 の 設 定 (斗以下は升合、俵以下は斗升合勺)

		貢 租	作 徳	俵田渡	耕作者分	俵田渡 (俵に換算)
I	四公六民の法 俵田渡の設定	(40) (40)	(24)	(60) (36)		
	生産米 斗	斗	斗	斗	斗	俵
	上 田 15	6.00	3.60	9.60	5.40	2.1600
	中 田 13	5.20	3.12	8.32	4.68	2.0320
	下 田 11	4.40	2.64	7.04	3.96	1.3040
II	五公五民の法 俵田渡の設定	(50) (50)	(25)	(50) (25)		
	斗	斗	斗	斗	斗	俵
	上 田 15	7.50	3.75	11.25	3.75	2.3250
	中 田 13	6.50	3.25	9.75	3.25	2.1700
	下 田 11	5.50	2.75	8.25	2.75	2.0250

- 備考 1. 徳川期において I. 4 公 6 民および II. 5 公 5 民の場合に俵田渡が設定される経路と、各田 1 反歩における生産米分割の事例を示す。各田の生産米には検地条例の田位・石盛をあてた。
2. 生産米の、貢租・作徳・(俵田渡)および耕作者分への分割までは今樹(京樹)計算である。俵田渡を俵に換算するときも今樹計算(4斗=1俵)であるが、これが収取の際に限って古樹計算(納4斗入)になる。

うか。本稿は前段の場合を、すなわち明治初期の俵田米は徳川期において四公六民で上田に設定された俵田渡を受け継いでいるということ、仮設ではあるが、前提して行論を進める。

俵田渡をいう場合に、表面には出てこない慣習がある。それは俵田(俵田高で表示した田)には必ず「延び」があるということである。

俵田基準はこの延びを前提として成立している。という意味は、俵田基準の場合に延びは地主耕作者双方の収取関係の外におかれていて、延びの収穫米は耕作者の手に帰するものとして承認されていることである。一俵田という場合

の一俵田の一俵は、俵田渡一俵として所有者資格に帰属するのであって、耕作者資格は無視されている。これが俵田の性格である。ところが一俵田の広がりになると、必ず延びのあるのが慣習であって、延び分の収穫米はそのまま耕作者資格の取前にプラスされる。これが俵田基準の前提である。

注(5) 酒井藩庄内がはじめ四公六民であったことは「四ツ物成と申者四公六民之法ニ而口米とも百四俵相渡申ものと及承候此口米八百石ニ付

四俵ニ而 候 此百石ハ致一上田ニ候ヘハ六町六反六畝拾九歩ニ御座候 此百石を四公六民之法四ツ免ニ而四十石を上ニ御取六

十石ハ百姓ニ被下置ニ此四十石ハ納四斗入にして百五十俵ニ御座候是ヲ四ツ免ト申候」(古録集、『飽海郡誌』巻一、一八八頁)とあることから知ることができる。その後、酒井家七代忠徳の大目付白井矢太夫の「上書」(寛政五年丑正月)に「御郡中は大概に五貢五

民と申なり、御入國之時柴谷武右衛門始て御田法相定めしより、享保之頃迄に成就せし御田法之由」とあって五公五民を享保の頃(一七一六―一三五)までに完成した田法であるとしているが、忠徳の藩主であった当時(明和四―文化二年、一七六七―一八〇五)は五公五民であったのかも知れない。

前者は四公六民を上田に比定して目安を立てるにも平均値(中田)をとらずに上限(上田)をとり、また生産米は今辦で、年貢だけは納辦(納四斗入)で計量することを明らかにしている点、注目すべき資料であるが、年次を逸しているようである。後者は藩主への上書であるから、大体は五公五民になっていると極めて大まかなところを藩主の耳に入れたていどの文書として、読んでおきたい。

(6) 俵田渡(いわゆる「村並俵田」・「村限俵田」)は上限を規定したものであろうという想定については、すでに研究がある。

藩政期・新潟県下で設定された「村並小作料」と称するは一村内に公定的(地割制度小作料の如く統一的に)或は準公定的に劃一的に行はるる小作料であって、この村並小作料の最も特異とする点是小作料が主として上位の土地若しくは最良の收穫を標準として定められたるが如く、實例に依って見ても前表のうち四郎丸は田畑宅地上中下を通じ一石二斗であり、巢本村一本杉は田は少くとも田と称する以上は反當小作料を一石となす、味方村山王は一村劃一でなく上中下に分ち一石三斗乃至一石一斗の三段に分けてある。村並小作料は劃一的なるが故に小作料の實際收納に當っては、其儘では適切でない。何故かなければ、作柄といふものは如斯劃一的の出来榮えを示さぬのが實際の状態であるからである。∴舊藩時代の事實に就いて見ても貢租は大體四公六民若しくは五公五民といっても、作柄に依って其稅率を増減した。

小作地も大體之れに準じた慣習が行はれたものと見る事が出来るのである。」(石井清吉「徳川時代に於ける越後

五 地租改正と俵田基準

地租改正は反別基準を確立する際に俵田の「延び」を打ち出すことによって、慣習としての耕作者固有の取分を切り捨ててしまった。^(?) 政府は俵田基準を拒否することによって、耕作者を「値切った」のである。ここに、反別基準への編成替え「地租改正」に対する耕作者の抵抗の内在的要因の一つがある。他面、地主にとっての障礙は、明治初期においても「各戸ノ稲作状態ニヨリテ割引歩合ヲ定ムル」式の旧藩以来の畦立法から脱却できず（一九年まで）、また六・一〇年の五カ年平均の「引米」^{ひきまい}が二割四分五厘（「引米取調帳」による）に達する事実からもわかるように、これまで俵田米を額面どおり収取したことのない生産力水準と俵田高との開き（もっとも、俵田高の決まり方にも問題はあるが）、したがって抵抗を排除して反別基準へ編成替えしても、それによって直ちに俵田米が実現するわけでもない簡明な事情、である。

いかに地租改正に対応させるか。地租改正の基本的関係である地主取前六八は実は俵田基準での七五に外ならぬのであるから（注7）、徳川期から継承の俵田基準を、五公五民での俵田基準に移行するならば、地主取前と耕作者取前との関係（六八・一八対三一・八二）は反別基準「地租改正」での関係（六八対三二）とほぼ同じになる（表四一二）。すなわち、この移行によって地主は所有者資格の優位を保ちながら、耕作者取前の一部を俵田米に吸収し反別基準における地主取前の割合をわが物とすることができる。收穫米を同量とすれば、俵田基準の維持のほうが反別基準への編成替えよりも地主取前は絶対量においてより多く、また耕作者は地主には「値切られ」たが、政府

表 4-2 俵田渡推転の方向 (斗以下は升合)

	收穫米	地主取前	耕作者分	俵田米
A. 俵田基準	斗	斗	斗	俵斗
四公六民 (上田)	15 (100)	9.60 (64)	5.40 (36)	<u>2.1600</u>
	1.5 → 1.50			
	16.5 (100)	9.60 (58.18)	6.90 (41.82)	
五公五民 (上田)	15 (100)	11.25 (75)	3.75 (25)	2.3250
	1.5 → 1.5			
	16.5 (100)	11.25 (68.18)	5.25 (31.82)	
五公五民 (中田)	13 (100)	9.75 (75)	3.25 (25)	2.1750
	1.3 → 1.3			
	14.3 (100)	9.75 (68.18)	4.55 (31.82)	
B. 反別基準				
地租改正	15	10.20 (68)	4.80 (32)	2.2200
	13	8.84 (〃)	4.16 (〃)	2.0840
C. 明治 14~15年	13.2 (100)	9.90 (75)	3.30 (25)	<u>2.1900</u>
	1.32 → 1.32			
	14.52 (100)	9.90 (68.18)	4.62 (31.82)	

備考 1 本表作成の意図は、次の2点を明らかにするにある

1) 同一量の收穫米を前提するならば、俵田基準における地主・耕作者の取前の絶対量は、反別基準〔地租改正〕の場合より多いこと。そのことを判りやすくするために、「延び」を登場させた。「延び」1割とすれば俵田基準では、たとえば現実の收穫米は1石6斗5升であるのを1石5斗とするのである。そして「延び」分1斗5升はそのまま耕作者の手に帰する(→)。

2) 地租改正直後に現われる俵田米2俵1斗9升(14~15年)の、徳川期の俵田渡を継承した明治初期の俵田米2俵1斗6升に対する関係。地租改正に当面してなおも俵田基準を維持する必要から、俵田基準は5公5民(地主取前75)を温存しながら反別基準〔地租改正〕の地主取前の割合(「延び」を考慮すれば地主取前68.18=地租改正のそれ68)をも併有する形で、新しい收穫米1石3斗2升〔地租改正の旧鶴岡県の査定反収は1石3斗295〕に俵田基準の現実的基礎を求めていること。

2. 数字の操作は、以下のとおりである。

1) B反別基準の数字は、A俵田基準の上田・中田に合わせるため、徳川期の上田・中田の收穫米〔石盛〕を借用し、地租改正検査例第二則の地主取前68によって地主取前を算出し、4俵1斗として俵田米に換算した

2) 明治14~15年の田の永代取入の1反歩あたり俵田米2俵1斗9升(表2-2)を、4俵1斗として地主取前に換算し、これを地主取前75(5公5民)で逆算して收穫米を出した。

今世紀初頭における巨大土地所有の一形態

の「値切り」からは免かれて取前の絶対量は地租改正での取前を上回ることになる（徳川期のある時期において、俵田渡設定の基盤がすでに四公六民から五公五民に移行していたとしても、そのことによって反別基準への編成替えに対する阻害事情が解消しているわけではない）。

俵田基準が地租改正をいかに潜り抜けたかについては、今のところ具体的に実証できる資料は見あたらない。結果から判断するしかないわけである。判断の材料となるのは地租改正直後の一四一五年の田の永代取入の数字・俵田反別一反歩あたり俵田米二俵一斗九升である（前出、表二―二を参照）。この俵田米の数量から推測できることは、継承の俵田基準〔四公六民・上田〕を新しい俵田基準〔五公五民〕に移行させながらも、俵田米算出の基礎たる收穫米はもはや徳川期の上田・中田には求めないで、別の收穫米一石三斗二升（表四―二・C）に求めた点である。この米量は地租改正における旧鶴岡県〔庄内〕の査定反収一石三斗二升九五を想起させる。そうだとすれば、徳川期のいわゆる「村並俵田」あるいは「村限俵田」の拘束から離れて、独自の俵田基準を追求しようとしたのであり、俵田基準は新しい意味を加えることになる。この新しい俵田基準は、今後の土地集積の一応のメドとしての役割を担うばかりでなく、すでに所有に帰している田畑の処理のメドにもなる。一一一〇年における大量の田畑放出のメドに（前出、表三を参照）。

（注？） 地租改正検査例第二則の示す地主取前は六八（收穫米一石六斗、此小作米一石八升八合）である（主税局『地租関係書類彙纂』、大蔵省編纂『明治前期財政経済史料集成』第七卷、昭和八年三月刊所収、三二九頁）。この地主取前の六八は、明治新政府の事務「官員」が全国的には徳川期における収取関係を五公五民（すなわち地主取前五五）を前提し、丈量によって田の一割は打ち出せるものと目算を立て算盤をはじいて出した数字六八・一八一八の、その端数を丸めたものではなかったか。そうだとすれば、打ち出した延びは、実は地主の取前には見込まれていない部分であった——俵田基準においては。

六 俵田基準の改訂——明治二年

明治二一年における俵田基準の改訂は資料の上からも確かめることができる。この年、本間家は俵田米一俵の俵入を四斗から五斗一升に改めている。⁽⁸⁾と同時に小作証文の書式を変更した。⁽⁹⁾二〇年台の小作証文はその前書に「渡口米俵何斗何升 但五斗一升入」(傍点は引用者)と書き、中書の契約条項の一つに地主の都合によって田地を引き上げる際の小作者取前を規定して「其ノ年作毛ノ内四分ノ一小作入費トシテ被下候ハ其他ハ一切願立等不仕」とあり、「小作入費」つまり小作者取前はその年の産量「作毛」の四分の一であることを明らかにしている。したがってこの規定によれば地主取前はその年の産量の四分の三、すなわち七五%である。⁽¹⁰⁾この規定を俵田米一俵の田「一俵田」にあてはめてみれば、一俵田の一俵は五斗一升で、この五斗一升は一俵田の「其ノ年作毛ノ」四分の三にあたる米量であって、これが地主取前だということになる。したがって一俵田の産量は六斗八升(六斗八升)である。一俵田の産量が六斗八升なければ、地主取前四分の三、と同時に五斗一升は実現しない。また一俵田の産量が六斗八升あれば地主取前は量と率とにおいて実現するが、一俵田の産量が六斗八升以上あっても地主取前は五斗一升を越えるものでなく、もちろん一俵田に延びはもたせてある。

明治二一年の改訂は、(1)俵田米一俵の俵入を四斗から五斗一升としたことと、(2)地主取前を四分の三と規定したこととの二点にある。その(1)について、俵田米の一俵がこれまで古斛で四斗であったのを今斛に改めて五斗一升としたのであるが、四斗と五斗一升という数量的相違は「斛目」の相違によるのであって同量だとされている。これを同量だとしても俵田基準には変化が起らざるをえない。従来、收穫米—俵田米の關係は今斛で表示し、今斛で表示しているその俵田米を収取の際には古斛(納四斗入)で計量する慣習であるから、これを今斛表示に統一する

ためには今枋表示の俵田米に、古枋表示の実質をもたせねばならない。たとえば俵田米二俵一斗九升（表四一三の明治一四一五年の田の永代取入の俵田高）というのは今枋表示であるが、これを収取の際にも今枋で一俵一斗五升で計算することになれば、地主取前は一石二斗六升二三（ $226.33 \times 54 \div 100 = 122.33$ ）となり、したがって収穫米は一石六斗八升三（ $122.33 \div 75\% = 163.11$ ）となる。しかも一俵田の畝歩付は元のままの四畝〇一歩であるから、この改訂そのものが同一地積からの増収を要請している。

その(2)。地主取前七五%については、すでに検討した。これを二〇年台になってはじめて明文化したことは、俵田基準での土地所有と土地集積の長い歴史の過程に一つの道標を立てたことになる。（ということの裏には、地租改正以後の諸関係に対応するために、庄内全域にわたって本問家をも含めて模索してきた俵田基準再編の方向がある、軌道を見出した、そのことの本問家における表現であるという理解の仕方が、筆者にはあるのである。）

この改訂がやはり今後の土地集積への一つの新しいメド、俵田基準による土地所有の再編（土地の取入と売渡）に対する一つの尺度を設け直したことの意味は、なかなかすぐ明治期を通じて売渡の第二のピークがこの直後に展開していること（前出、表三）、また二一年以降の田の永代取入に反映していること（前出、表二二）からも伺うことができる。

この改訂が耕作者に対して摩擦なしに行なわれたとすれば、その秘密はどこにあったろう。それは、俵田米が実現したことのない当時の生産力段階（一九一三四年の定引法では俵田米は平均三割引であった）、また地租改正の一〇年後においてさえ反収一石前後（査定反収は一石三斗）といわれている生産力段階と、常に生産力を上回る線での俵田米の設定と改訂（俵田基準そのものの性格）と、そのかぎりで「俵田に割引あり」とする慣行が生存しており、そ

表 4—3 明治21年の改訂と俵田基準の指向 (単位=斗以下は升合勺)

	収 穫 米	地 主 取 前	耕 作 者 分	俵田米	1俵の 俵 入	1俵田の 産 量	1俵田の 歩 行
A 俵田基準	斗	斗	斗	俵斗	斗	斗	歩
旧鶴岡県	13 295 (100)	9 971 (75)	3 324 (25)	2.1971	4.	5.33	4 00
	1 329		→ 1 329	↓	↓	↓	↓
	14 624 (100)	9.971 (68 18)	4 653 (31 82)	2 2513	5 1	6.8	4 00
	☆ 16 951 (100) ←	12 713 (75) ←					
明治 14~15年	13 2 (100)	9 9 (75)	3.3 (25)	2.1900	4.	5.33	4 01
	1 32		→ 1 32	↓	↓	↓	↓
	14 52 (100)	9 9 (68 18)	4 62 (31.82)	2 2423	5 1	6 8	4 01
	☆ 16 83 (100) ←	12 623 (75) ←					
近畿農区	16 157 (100)	12 118 (75)	4 039 (25)	3 0118	4.	5.3	3 09
	1 615		→ 1 615	↓	↓	↓	↓
	17 772 (100)	12 118 (68 18)	5 654 (31.82)	3.1501	5 1	6 8	3 09
	☆ 20 600 (100) ←	15.450 (75) ←					
明治 21~25年	13.844 (100)	10 383 (75)	3 461 (25)	2.2383	4.	5.33	3 26
	1 384		→ 1.384	↓	↓	↓	↓
	15 228 (100)	10 383 (68.18)	4 845 (31 82)	2.3038	5 1	6.8	3.26
	☆ 17 650 (100) ←	13.238 (75) ←					
俵 米	17 (100)	12 750 (75)	4 250 (25)	2.2550	5 1	6.8	4 00
	1 7.		→ 1 7				
	18 7 (100)	12 750 (68 18)	5 950 (31 82)				
B 反別基準							
旧鶴岡県	13.295 (100)	9.041 (68)	4 2544 (32)	2 1041	4	5.882	4 13
				↓	↓	↓	↓
	☆ 16.951 (100) ←	11 527 (68) ←	5 424 (32) ←	2.1327	5 1	7.499	4 13
近畿農区	16 157 (100)	10 987 (68)	5 170 (32)	2 2987	4	5 882	3 18
				↓	↓	↓	↓
	☆ 20.600 (100) ←	14 008 (68) ←	6 592 (32) ←	2 2550	5 1	7.5	3 19

備考 1 Aの旧鶴岡県・近畿農区(近畿6県)の収穫米は、地租改正の査定反収、『府県地租改正紀要』による明治14~15年および明治21~25年の収穫米は表2-2による

Bは上記の旧鶴岡県・近畿農区の査定反収を、地租改正検査例第2則の地主取前68により、地主耕作者に按分したもの

2 俵田米1俵の俵入を4斗から5斗1升到改訂 斗 したことによって起こる変化 ☆ → ↓ のなかで俵田基準の指向の方向は、次のごとく推定される

- 明治14~15年の俵田米2俵1斗9升の現われ方が実は地租改正[旧鶴岡県]の結果を前提していること
- 俵田米2俵1斗9升到改訂すれば2俵2423となるはず(その場合の収穫米1石6斗83,近畿農区の査定反収1石6斗157)であるが、21~25年の実際の現われ方をみれば、依然として庄内基盤に立っていること

3 俵田の基本俵樽であり業務用俵樽である『俵田明細差』(明治13年正月)では30年まで4斗計算をしていることから、現実には生産力水準の低さが4斗計算を余儀なくされていたと考えられる

のためにこの改訂が直接の影響を耕作者に及ぼさなかったことに因ると思われる。「社誌」もこの間の事情を——「一見甚だ酷なる利益配分契約〔地主取前七五%を指す〕」なるが如きも 幸に苦情もなく今日に至れるは一は二〇年間位の間は定引米として支給しおれると一は範圍の廣き凶作連續せざるによるならん」(注11)と記している。

注(8) 『俵田改帳』を検するに、俵田米一俵は宝暦五年(一七五五、初出)と明治一九年(一八八六)まで四斗、同二〇年以降は五斗一升である。

『萬寛帳』においては宝暦三年(一七五三、初出)と明治二〇年まで四斗、二一年以降五斗一升である。この兩帳における二〇年と二一年との違いは、兩帳の記帳の性格による。すなわち、「寛帳」は当該年次の田地取入ないし請返をそのつど記帳するはずの業務用帳簿であり、「改帳」はその年正月に起筆して前年秋の状況を記帳するのであるから、明治二一年から俵田米一俵が五斗一升到改訂されたので、前年(二〇年)秋の一俵の依入を二一年の立場から五斗一升として記帳したものと、筆者は理解する。『俵田明細鑑』(明治二三年正月)は三〇年まで使用されているか、この帳は一俵四斗で通している。「明細鑑」(三〇年正月)は五斗一升である。

右の場合、米一俵の四斗は「納四斗」、つまり納辨で四斗のことであって、徳川期の田地取入証文には「納四斗入」と書いてある。この納四斗は今辨に換算すれば五斗一升になると、一般に考えられていたようである。

納四斗について——「御知行之升ハ納升ニ而四斗入ハ今升にて四斗八升入候是ハ莊内之毫表御座候納升之毫升ハ今升ニ而毫升式合入候」(『古録集』、前出「郡誌」卷一、一八八頁)。また庄内の納四斗入一俵は他国においても京辨で盛りなおせば四斗八升から五斗一升になるとしている。寛文五年「庄内御城米已ノ年敦賀着大津小野十右衛門登請御目録」に「御米百俵御納四斗入 敦賀蔵入 此水廻し四斗八升三合三勺廻り」(『東北産業經濟史』第四卷・庄内藩、一四一頁)。寛文七年「庄内御城米末年敦賀着請取申度」に「一、御米千四百六拾俵者納四斗入 御蔵・内百五拾俵 餅米 粳米水廻算敦賀升毫表二付五斗毫升廻」(同書、一四三頁)。寛文二一年に庄内藩は公定辨の京辨に切り替えているが、「明和安水の頃と目される文書の中に御料地の貢租米について、但納四斗八升入・小升廻二而内改試候得ハ五斗五合より五斗式升位御座候」(『鶴岡市史』上巻、六六頁)。京辨に切り替えた後も現実には納辨が存続していたとしても、それが明治初期まで持ち越されたかどうか、疑問を残しておく。

(9) 小作証文は一〇年代と二〇年代とでは書式内容が異なっている。その事例を示す。上段は明治二五年のもの、ただし本文に関連の部分のみを抄出(第四集上、二一六頁)。下段は同一四年のもの(調査番号二六—二八—六)。

今世紀初頭における巨大地所有の一形態

印紙
小作地預り証

飽海郡本橋村大字保岡分

一実測反別 九反一畝廿分

別紙図面 ノ通預反別地

此渡口米二十三俵二斗六升七合八勺

但一俵ニ付五斗一升入騎掛

外ニ其年收入米一俵ニ付五合一勺ツソ届貨トシテ相渡

可申候定

右ハ御所有地ノ内特別以テ本年ヨリ マテ向五ヶ年期小作地

預リ申処確實也然ル上ハ 万一年期中ト雖モ他ヘ御譲渡相成

候カ又ハ貴殿ニ對シ不明不正ノ廉有之節ハ何時タリモ右地所御

引揚候共毛頭違背不仕其季節ニヨリ毛ノ上共御指揚相成候間其

年作毛ノ内四分ノ一ハ是迄ノ小作入費トシテ被下候得ハ其他一

切額等不仕前々未納アル時ハ勞費ヲモ申受ス速ニ返地可致其節

ニ至本人不誤ノ次第モ御座候節ハ 保証人引受貴殿ヘ少モ御

迷相掛不申候

明治二十五年 月 日

西荒瀬村大字藤塚字北畑七十五番地

小作預り主 北村藏太 ㊤

飽海郡酒田町大字上袋小路三十五番地

本間光弥殿

印紙
宅錢紙

小作預り証書

字東谷地貳番

一田貳反三畝廿五歩 田數廿一枚

此渡口六俵三斗八升

同 貳番

一田壹反九畝廿九歩 同拾六枚

同 五番

一田四畝七歩 同六枚

合反別貳反四畝六歩

此渡口七俵

右之耕地御縁次第預リ申矣処確實也尤作得米之儀者何方成共御

勝手宜敷処江年々米持等入念十二月限リ上納可仕矣且又世間一

統落作之節ハ御見分之上御負ケ引可被下若又耕地龜末ニ取扱一

分之不作仕矣節ハ御負引不下矣共不苦矣万一作得米不納仕矣節

ハ保証人引受貴殿江少しも御損失相係申間敷矣其印紙貼用保

証人連署ヲ以小作預り証書依而如件

明治十四年 大槻新田村拾貳番地

己ノ三月廿五日 小作預り主 佐藤丹三郎 ㊤

保証人 池田儀兵衛 ㊤

本間光直殿

(10) 渡口米が收穫高の七五%にあたるとするのは、五公五民で設定された俵田渡をそのまま繼承したという考え方である。

維新後に地主取前が七五%になっていた地方のあったことについては、官庁報告に読むことができる。農林省農務局『大正十年小作慣行調査』における「一、現在ノ小作料ハ何ヲ標準トシテ定メラレタルモノナリヤ」(同書附録三頁「調査項目」)との問いに対して青森県は次のごとき回答(四七頁)を寄せている。「維新前ニハ收穫高ノ五割ハ御收納米トシテ藩公ニ納メ殘額五割ヲ地主ト小作人等分シテ二割五分宛取得シ居リシカ維新後御收納米廢止サレシ結果御收納米タリシ五割ハ地主ノ取得トナレル爲是迄地主ノ取リシ二割五分ヲ分割シ地主一割小作一割五分ノ取得トシ結局收穫高ノ六割ハ地主 四割ハ小作人ノ取得トナル」と。青森県は地租改正の際に「小作料額ノ改定行ハレタル地域ト旧慣小作料額ヲ繼續シタル地域ト兩者大略相半スル地方」(四六頁)とされているから、「旧慣小作料額ヲ繼續シタル地域」では「御收納米タリシ五割」と「是迄地主ノ取リシ二割五分」との計七割五分を地主取前として繼承し、「改定ノ行ハレタル地域」では「結局 六割ハ地主、四割ハ小作人ノ取得」となったわけである。

同書によれば「小作料額ノ改定」と「舊慣小作料額ヲ繼續」との地域がほぼ「相半スル地方」は青森県ほか七県、また「舊來ノ小作料額ヲ繼續シタル地方」は山形県はじめ一七県を数えるから(四五・六頁)、「明治前期に於ける小作料額は、大體に於て江戸時代の小作料額を繼承し、其の間著しい變化を來さなかつたものと云へる」(小野武夫『明治前期土地制度史論』、昭和三年七月刊、二五二頁)。

庄内地方における地主取前七五%は俵田基準で成立しているものであるから、七五%の繼承は同時に俵田基準の繼承でもあった点、注意を要する。

七 反別基準への展望

地租改正直後においても俵田基準を手直した跡がみられるが、改正後一〇年にして基本的な改訂がなされた。この改訂の意味は、俵田基準(五公五民すなわち地主取前七五)は崩さず、俵田米の一俵の俵入を四斗(古斛)から五斗一升(今斛)に統一することによって一俵田に対する「六八目安」——一俵田の産量が六斗八升あれば俵田米五斗一升、地主取前七五が実現できるとする小作米算定の基準——を確立した点にある。しかしながらこの時期は、

漸く旧藩以来の畦立法から脱却して定引法に移行し（一六〇一年以降）、俵田米にあらはじめ一定の割引を与えておいて残余の一定量を恒常的に確保してゆこうと試みた時期であった。俵田米の実現には困難があり、その困難さの続くかぎり俵田米と実収米との不一致は避けることができず、俵田米の契約小作米と実納小作米とへの分裂・その併存が一般化し慣行化せざるをえない。

地租改正によって創り出された諸関係に対応するためには反別基準への編成替えは必至であるとしても、反別基準への編成替えには阻害事情の存することはすでに見たとおりである。しかしながら土地所有が俵田基準を維持することは、俵田基準の下で俵田米を実現するのが目的であるから、その阻害事情を除去しないかぎり俵田基準での土地所有は意味を失うであろう。再度にわたる俵田基準の改訂そのことが生産力上昇を要請し、改訂はそのつど土地所有の再編（大量の取得と売渡）に拍車をかけ、それによって集積は集中の度を加えた。そして再編・集中の過程で、知らず反別基準への編成替えの可能性を展望するに至ったのである（表四—三・Aの将来）。すなわち反収一石七斗の将来段階を望見するならば、その段階においては「延び」を切り捨てても耕作者取前は、地租改正における庄内段階での取前に、あるいは庄内段階における反別基準の出発点での取前に、ほぼ一致する。将来段階へ到達の途は「一反二俵半」⁽¹²⁾の実現に外ならない。生産力上昇の問題を、土地所有が自己の日程に登ばさざるをえないのは、そのためである。

明治一六年の乾田試験地設置、二四年を画期とする庄内への乾田＝馬耕法の導入、およびそれに前後して展開するいわゆる農事改良運動において、本間家は積極性を示した。馬耕法の導入にあたっては旧来の水田の「畦畔屈曲」、
「区画狭小」、「高低不同」の問題があり、一般的には耕地整理と乾田＝馬耕法とを同時に併行して実施しようとす

る動きがみられた。ところか、本間家は乾田Ⅱ馬耕Ⅰ耕地整理のコースを、まず乾田化して馬耕法を入れ生産力のある水準まで引き上げ、耕地整理は後回しにするコースを選んでゐる。それは、耕地整理に起因する二三年の減収という経験⁽¹⁴⁾を避けて、なによりも生産力の上昇を指向せざるをえなかったからである。

注(11) 一俵田の産量が六斗八升という設定は、いわゆる「六八目安」として小作米算定の基礎となつたのであるが、口伝されて永らく秘密にされてゐたと聞く。幸いに記録が存するので、その全文を掲げる(稿本「社誌」第十二冊)。

「六八目安」

右は五斗一升入老俵地に對する早算法の用語にして現今の如く四斗入老俵地となりたる時代よりは迂遠なる用語なるも未だ一般旧慣を脱せずして田地の値段を言ふにも老俵地(五一入)何百何十何円といふ情況なると且又當會社一俵地畝歩付表なども惣て五一入老俵地として調製しつゝあれば、⁽¹⁵⁾六八目安を改めて四斗入老俵地に對する五三三・目安を制定せずして六八目安を適用せるなり、

六八目安運用は所謂老俵(五斗一升入)地より生産米六斗八升ある時は十分作なりと言ふ意義にして若し以上の生産米ある時は十分作以上として五斗一升入を地主に納めたる以外は何程にても作人の所得なり萬一生産米六斗八升到充たざる時は十分作以下として其の歩合により割引米を定むる爲めに設けたるなり、

又六八目安を換言すれば十分作以下の作柄には其の生産米に應じて地主七分五ノの取得作人二分五厘の取得の謂にして則ち利益(生産米)分配の契約なり故に小作証文にも「其の年作毛の内四分の一小作入費として被下候はゞ其他は一切願立等不仕云々」とあり

六八目安は一見甚だ酷なる利益分配契約なるが如きも數十年來経験ある小作人側と代家差配人等と協定の土地主に申出でし以來數十年間掟として立てあるも幸に苦情なく今日に至れるは、一は二十年位の間は定引米として支給し居ると一は範圍の廣き凶作連続せざるによるならん今仮りに庄内一般平均の生産米と其の分配率を見るに左の如し、

(一)明治四十一年より大正九年まで十三ケ年間平均一反歩の生産米は二石〇八升七合に(山形県米作統計)當る然るに當會社の所有地の取立米(渡口米)は約一石二斗七升五合(平均四畝歩付と見做し)に當る此の分配は地主六分一厘小作人三分九厘の割合となる、

(二)大正五年より同九年まで五ケ年間平均一反歩の生産米は二石二斗四升到當る此の分配前項の取立米による時は地主五分七厘小作人四分三厘の割合となる、

以上の如くなるを以て假令壹兩年間凶作の爲め六八目安にて率せらるゝも數年間の平均已に斯の如くなるを以て苛酷なりとの苦情はならん殊に當會社の土地は一般平均より多量の收穫ある事は勿論なり」

右の記録は、依田基準を表面に出さないで反別基準との関連で記述している点で示唆に富んでいる。

(1)六八目安は「五斗一升入壹俵地に対する早算法」、つまり依田基準での早算法であるとしていることから、五斗一升入と六斗八升入と共に「算法」上の數字であり、現実の俵入が五斗一升入であつたとしてもそれは直接の係わりのないことが明らかである。したがつて「現今の如く四斗入壹俵地となりたる時代」とあるが、その「時代」には小作米の一俵は四斗入で現実の一俵も四斗入となつており、剩さえ六八目安もすでに過去のものとなつていた、そのような時代であつたために、いよいよ算法と現実とを混同してしまつたのではあるまいか。六八目安にはそれに至る一つの経過点が想定できるのであつて（表四一・三・Aの「一俵田の産量」参照）、その経過点において「五三三 目安」は「制定せず」とも論理的には現われている。

(2)五一入一俵地の設定そのものが一俵田の産量を規定している。依田基準での五斗一升入は一俵地における地主取前の上限を示したにすぎないから、五斗一升入のうちどれだけ收取できるかの目安が六斗八升入である。耕作者取前が「納めたる以外は何程にても作人の所得」であることは、反別基準の場合でもそうである。

(3)六八目を「利益分配契約」としているが、六八目安そのものについての契約書類を筆者は見ることがない。恐らく小作証文の文言「但五斗一升入」と「四分の一小作入費」を指しているのではなからうか。

(4)「明治四十一年より大正九年まで十三ケ年間平均一反歩の……取立米（渡口米）は約一石二斗七升五合（平均四畝歩付と見做し）に當る」とし、また大正五・九年の五カ年平均の取立米も同じとしているが、この計算 $1石2斗7升5合 \times 1畝 \div 4畝 = 1斗2升5合$ ができるとすれば、その時期を契約小作米と実納小作米とが合致したものととして当事者（地主側）が考へていることを、物語っている。

(12) 「一反二俵半」とは、一俵田の畝歩付四畝歩で俵田米一俵（五斗一升入）が実現する場合の反別と俵田米との關係を示したものである。

(1) $1畝 \times 2.5 = 2.5$ 俵 $\times 2.5 = 6.25$ 升 $\times 2.5 = 15.625$ 斗 $\times 2.5 = 39.0625$ 石。一反二俵半が実現するためには反収は一石七斗（一俵田の産量六斗八升入の二倍半）であることを要する。このことは、根底には依田基準を残しながら、反別基準への推転の規定的な条件を提示しているといえるだろう。依田基準の最終段階における反別と俵田米との關係を示すものとして、「一反二俵半」は俵田高から反別の概數を知る「早算法」の目安ともなりえたのである。早算法のことについては、表一・備考6の真島氏談を参照。

(13) 庄内への馬耕法導入の経緯については——「抑も馬耕施設の事たるや明治十六年度に於て始めて之を縣會の協賛を得て施行するを得た

り則ち耕馬を下總に耕夫を函館及下總の兩所に雇聘し而して人民の請願により馬耕を實施したるの場所は北村山郡外六郡にして其開墾の反別殆んど百六十町歩に達したり茲きに馬耕實施の際官俣く其利を説くと雖も農民の頑瞑なる兎角舊慣を墨守して筋力あるを知つて未だ勢力を省くの方便を知らず數百年來人耕により耕耘せしものなるを以て馬耕を不利不便なりと想像し敢て使用するの念を起さざりし」該馬耕は西洋器械なる故に其重量は農馬の力量に適合せざると田區狹少にして運轉に不便なる所より普及の好運に至らざりしは實に遺憾なりき爾後明治二十三年頃に至り西田川郡に於ては馬耕奨勵の爲め郡費を支出し教師を福岡縣より聘して實施せし以來成績實に著しく故に隣郡亦之に倣ひ則ち飽海郡及東田川郡の如きも盛んに教師を雇聘し馬耕の普及を計りしより水田の乾田に變じたる總反別無慮一萬八千丁歩 增收したる產額五萬石以上に達せり故に現今に至りては管下至る處乾田馬耕を實施し着々効果を收めつゝあり最も後者の器械は日本形抱持立聲にして使用上頗る輕便なり亦た其價格も廉なるより農家の客易に購求し得られたる一因與りて今日の進歩を來したるものと信す」(山形県農・佐藤清蔵『馬耕奨勵問答』『山形縣農報』第六号、明治三十一年二月一日、三四―五頁、新潟縣農事試驗場よりの照會に對し調査回答せるもの)。

明治二十一年以前においては、「飽海郡及東西田川郡ノ或ル地方ニ於テハ近來馬耕ノ利アルヲ知り之ヲ干田ニ試ミルモノアリト雖モ未タ一般ニ普及スルノ傾向アラス」(『山形縣農事調査書』、二四頁)とされており、二四年を起点として馬耕法の普及をみるに至るのであるが、このことについては諸種の報告や研究があるので省略する。

一故老の語り継ぎとして「旧藩時代の上田は湿地で腰を没するほどのものも珍しくなかった。上農はこうした上田をたくさん持っていたが上田ばかり持っていた上農が乾田化に多くの入費がかかって苦境に陥つたのに反して、地主の下田は乾田化が容易であつた上に、乾田化によって上田を凌ぐ美田となつた」ということを筆者は聞いた(東田川郡旧大和村小出新田の元代家・乙坂豊治氏談、昭和三十三年三月二六日)。

この時期より遅れて乾田馬耕法を導入した村の状況について、一郷土史家は次のように記述している。「乾田は粘土質の田に最も大きな効果が顕したので、比較的に砂質土壌であつた昔の上田よりも、曾ては余りよく出来なかつた強い粘土質の田が最良田となつてしまつた。村の側でしかも上田を持っていた本家よりも、分家の方が良い田を持つ様になつた例が少なくなつた。」それ迄遊ばせていた畜馬を耕起に利用し、人間が最も困難な耕耘作業から免かれる事が出来た事は最大の進歩であつた。その外堆肥の運搬、稲刈、稲揚げ等、あらゆる作業が能率化した外、植込株数は三十株から一畝五十株に増加した。又休養日の取り方その他の社会的行事までも徐々に影響を与えて行つた。」(齋藤正一『榮村史』、二〇五頁)。

今世紀初頭における巨大地所有の一形態

(14) かつて本間元也氏(本間家の同族で、本間農場長を長年勤めた人)から、東田川郡の耕地整理による反収の減少があつて、そのために本間家は耕地整理をあとまわしにした、という話を聞いたことがあるが、それ以上に立ち入ったことを筆者は聞き浅らしたので、具体的なことは承知していない。

三 要 約

今世紀初頭における本間家の土地所有は、幕末すでに米三万九百俵、大豆一千俵、俵田反別一、三五〇町歩の規模に達するほどの強固な根をもつていた(このこと自体、同家の徳川期後半における一世紀余にわたる巨大な貨幣蓄積と、その貨幣の力による封建社会への喰ひ込みの一表現であるが)とはいえ、明治以降の集積において単なる量的累加によつて到達した高さを示しているのではない。

地租改正以降の農民の土地所有からの分離と、また地租改正によつて創出された諸関係とに対応しつつ、旧慣継承の俵田基準の改訂を通じて土地所有を再編(大量の取得と売渡)し、その再編の過程において大豆(畑)を放棄して米(水田)に集中し、水田に集中するなかで水田単作地帯の中樞部を土地所有の根幹たらしめたのである。他面、乾田試験地(一六年、遊佐村)、乾田Ⅱ馬耕法の導入と浸透(二四年起点)、新井田農場(本間農場の前身)・試作田の設置(三〇年)による「新農法」の移入と実験と普及とによつて生産力の上昇を企図し、それらを通じて、俵田基準の反別基準への推転の展望さえも有するに至つた。

かくの如く、一世紀半にわたる歴史の曲折を経た旧慣継承の俵田基準、その推転の条件と展望とを内蔵するところの、今世紀初頭におけるこの所有形態は、日本地主制の生涯——生成・確立・退場——の一時期における一形態

を録載するものということができる。

付記

本間家の資料については『本間家所蔵資料集』（一〇冊、昭和三二―三七年、農政調査会ないし山形県）および『本間家文書』（八巻、昭和三六―四一年、農業総合研究所）として刊行されている。本稿に引用の資料はすべて原資料に拠っているが、一部を除いては「資料集」に収録されている。

原資料の閲覧ならびに利用について格別の配慮を賜わった本間宗家ならびに本間祐介・本間久治の両氏に対して、また原資料について教示あるいは解説の労を惜しまれなかった真島久治郎氏（本間家勤続六〇年）に対して、心からの謝意を表する（六九・五・一三）。

（研究員）

〔以下付表〕

(△は俵未測、●は大豆)

今世紀初頭における巨大地所有の一形態

		俵 田 高			明治元~35年における		
		明治元年	同 13年	同 35年	取 得	売 渡	
		俵	俵	俵	俵	俵	
6.	八 榮 村	177	179	206			
7.	藤 島 村	116	114	522	457	24	
8.	東 谷 村	1,210	1,145	1,112	14		
9.	立 沢 村	2		—			
10.	狩 川 村	117	160	558			
11.	大 和 村	904	505	866	14		
12.	十 六 合 村	441	224	557	678	339	
13.	八 榮 里 村	{ 1,054	{ 1,044	{ 1,143	{ 324	{ 255	
		{ * —	{ * 2	{ * 2			
14.	常 万 村	{ 434	{ 53	{ 98		{ 28	
		{ * 186	{ * 32	{ * 7		{ * 20	
15.	余 目 村	{ 1,008	{ 1,038	{ 1,624	{ 657	{ 63	
		{ * 538	{ * 238	{ * 135	{ * 10	{ * 382	
16.	新 堀 村	{ 973	{ 1,214	{ 1,289	{ 100	{ 169	
		{ * 103	{ * 107	{ * 9	{ *	{ * 69	
17.	榮 村	{ 2,732	{ 2,569	{ 3,004	{ 307	{ 67	
		{ * 38	{ * 12	{ * 10	{ * —	{ * —	
18.	広 野 村	{ 2,645	{ 3,175	{ 3,507	{ 787	{ 54	
		{ * 13	{ * 9	{ * 7	{ * —	{ * —	
西 田 川 郡							
1.	大 宝 寺 村	148	—	—	—	57	
2.	大 泉 村	82	81	80	—	—	
3.	大 山 町	481	461	460	—	1	
4.	加 茂 町	32	—	—	—	—	
5.	西 郷 村	{ 217	{ 234	{ 128	{ —	{ 139	
		{ * 2	{ 2	{ * —	{ *	{ 12	
6.	袖 浦 村	18	—	7	7	52	
7.	東 郷 村	1,311	1,029	1,051	87	42	
8.	榮 村	15	15	—	—	15	
飽 海 郡	{ 15,257	{ 13,795	{ 17,303	{ 6,298	{ 3,618		
	{ * 101	{ * 19	{ * —	{ * 3	{ * 89		
東 田 川 郡	{ 12,963	{ 12,267	{ 16,245	{ 4,500	{ 1,027		
	{ * 884	{ * 404	{ * 173	{ * 10	{ * 471		
西 田 川 郡	{ 2,311	{ 1,848	{ 1,729	{ 94	{ 706		
	{ * 2	{ * 2	{ * —	{ * —	{ * —		

れて、数字を見てほしい。

- a) 「改帳」に記載の村は、いわゆる旧村であって、これを明治37年の『山形県統計書』の「土地 第六 町村區画」によって掲出の町村に再編したが、この場合、この旧村がすべて必ずしも新村の大字（部落）に該当しているかどうかを確認できないものの、あったこと。
- b) 俵田の取得も売渡もなかったのに、帳面では俵田米にかなりの増減のみられる旧村があり、これは田畑の荒廃ないしは地狭による俵田下（さげ）、あるいは田畑の増歩〔地拡〕ないしは畑・萱生・草生の田成による俵田増（まし）、そのいずれかがあったとする以外に解釈のしようがないこと。以上。

付表 1-1 町村別にみた俵田の取得と売渡

	俵 田 高			明治元～35年における	
	明治元年	同 13年	同 35年	取 得	売 渡
秋 田 県 由 利 郡	俵 223		俵 —	俵	俵
飽 海 郡					
1. 酒 田 町	10	11	10	8	△ 34
2. 上 郷 村	{ * 39	{ * —	{ * —	{ * —	{ * 65
3. 内 郷 村	238	—	—	—	155
4. 田 沢 村	162	—	—	—	142
5. 北 俣 村	52	—	—	—	48
6. 南 平 田 村	583	78	219	141	483
7. 東 平 田 村	966	898	1,052	342	113
8. 北 平 田 村	2,012	2,050	2,273	631	302
9. 中 平 田 村	2,522	2,639	2,924	747	114
10. 西 平 田 村	563	{ * 297	329	{ * 113	{ * 53
		{ * 15			{ * 15
11. 鵜 渡 川 原 村	94	{ 306 * 3	158	{ 90 * 3	{ 230 * 7
12. 上 田 村	1,501	1,479	1,600	251	113
13. 本 楯 村	1,891	1,775	2,593	841	121
14. 一 条 村	94	238	751	622	4
15. 観 音 寺 村	120	71	406	243	117
16. 日 向 村	3	3	33	26	37
17. 西 荒 瀬 村	1,658	1,653	1,683	443	350
18. 南 遊 佐 村	500	308	299	238	281
19. 稻 田 村	614	621	664	114	170
20. 西 遊 佐 村	6	—	—	—	—
21. 遊 佐 村	317	295	254	489	497
22. 巖 川 村	912	871	1,616	804	126
23. 川 崎 村	—	—	192	90	—
24. 高 瀬 村	203	245	190	58	119
25. 吹 浦 村	68	—	—	—	—
東 田 川 郡					
1. 泉 村	—	15	7	7	15
2. 渡 前 村	369	186	376	254	10
3. 横 山 村	338	342	561	367	—
4. 押 切 村	234	206	246	39	—
5. 長 沼 村	66	75	564	488	—

典拠 1. 俵田高のうち、明治元年は『明治二年辰之稻俵田改帳』川北・川南の2帳、第
 四集下巻、1～24頁。同13年は『明治十四年辰之稻俵田改帳』同書、219～223
 頁。同35年は『明治三十六年寅之稻俵田改帳』同書、399～403頁。

2. 取得と売渡は『萬見帳』明治元～35年、第一集下巻、1～113頁。

備考 1. 俵田高は永代取入と年季取入の両者の合計高であって、「改帳」では両者を分離
 できない。取得と売渡とは永代取入のみである。

2. 本表は、大体の傾向を推測するために作成したのであるが、次の事情も考慮に入

俵田の取得と売渡（事例的）

今世紀初頭における巨大土地所有の一形態

四八

	俵 田 高				明治元 ～35年		明治元～35年における 年季地			
	明治元年 永地(年季地)	同13年 永地	同35年 永地 (年季地)		取得	売渡	取入	請返	永成	繰越
15. 余目村										
余 目	{ 654(—) * 148(—)	{ 625 * 98	1,252(—) * 3(—)	{ 633 * —	38 * 156	{ 29 —	29 —	— —	— —	— —
廿六木	{ 350(—) * 139(—)	{ 339 * 131	* 359(—) 132(—)	{ 10 * —	* Δ 3	{ — —	— —	— —	— —	— —
楳 島	56(—)	* —	* —(—)	* 10	* 68	—	—	—	—	—
千川原	* 193(—)	* —	* —(—)	* —	* 149	—	—	—	—	—
跡	{ 3(—) * 1(—)	{ 27 * 4	12(—) * —(—)	{ 12 * —	24 * 4	{ — —	— —	— —	— —	— —
17. 栄村										
西 野	628(—)	594	675(—)	100	—	20	20	—	—	—
宮 曾 根	580(64)	630	608(—)	Δ	54	—	—	—	—	—
深 川	413(—)	425	503(—)	17	Δ	—	—	—	—	—
家 根 合	348(—)	334	436(—)	109	12	427	427	—	—	—
杉 浦	335(—)	334	333(—)	—	—	—	—	—	—	—
久 田	199(—)	215	239(28)	33	—	28	—	—	—	28
高 田 麦	162(—)	159	206(—)	46	—	—	—	—	—	—
18. 広野村										
広野新田	2,460(2)	2,616	3,177(26)	775	53	509	483	—	—	26
大 淵	90(—)	182	192(—)	5	Δ	41	—	—	—	—
福 岡	92(—)	109	100(—)	7	Δ	89	92	—	—	—
西田川郡										
7. 東郷村										
成田新田	587(318)	591	652(—)	71	10	—	—	—	—	—
神 花	242(—)	254	248(—)	—	27	—	—	—	—	—
猪 子	139(29)	161	150(—)	16	3	—	—	—	—	—

典拠 付表 1—1 に同じ。ただし、俵田高の明治13年は「明細鑑」(13年)から田の永代取入のみを掲出。

備考 1. 付表 1—1 の備考 2 を参照。

2. イ) 俵田高のうち明治元年の永地(年季地)の仕分けは、次のとおり——明治期になって請返した徳川期の取入を、明治元年に持ち越した徳川期の年季取入(年季地)とみなして、明治元年の俵田高を区分した。たとえば、手蔵田の俵田高1,150→949(201), というふうに。

ロ) 同35年の永地(年季地)の仕分けは、明治元～35年の年季取入のうち右の期間に請返・永成として処理されて、なお36年以降に繰越されたものがあれば、その繰越分を35年の年季地とした。たとえば、手蔵田の35年末の俵田高1,122→1,084(38), というふうに。

3. 大豆(*)は余目村のみを掲げて、他は省略した。

4. 中平田村小牧は「改帳」がなく、「覚帳」に取入あって請返がないが、「明細鑑」には請返として記載されているので、そのまま掲出した。

付表 1—2 1,000町歩以上集積村における

	俵 田 高					明治元 ~35年		明治元~35年における 年季地			
	明治元年 永地(年季地)	同13年 永地	同35年 永 地 (年季地)	取得	売渡	取入	請返	永成	繰越		
飽海郡	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵	俵		
9. 中平田村											
手 蔵 田	949(201)	941	1,084(38)	134	△	510	275	96	38		
大多新田	338(—)	340	339(—)	—	△	—	—	—	—		
浜 田	121(11)	153	210(—)	56	—	—	—	—	—		
大野新田	152(—)	141	194(—)	85	30	—	—	—	—		
萩 島	67(—)	67	187(68)	120	△	208	20	120	68		
勝 保 閑	110(—)	109	155(—)	47	1	15	15	—	—		
大槻新田	100(39)	95	116(27)	19	△	99	66	7	27		
中野新田	77(49)	77	107(—)	31	△	—	—	—	—		
本 川	29(—)	29	102(—)	72	△	3	3	—	—		
熊 野 田	—(—)	—	96(—)	97	△	154	52	91	—		
古荒新田	—(111)	47	90(—)	43	—	51	51	—	—		
熊 手 島	23(34)	16	56(—)	38	△	9	9	—	—		
土 崎	93(—)	49	48(—)	—	37	8	8	—	—		
茨野新田	49(—)	49	—(—)	—	41	—	—	—	—		
小 牧	—(—)	—	—(—)	—	—	12	[12]	—	—		
13. 本楯村											
保 岡	1,259(9)	1,242	1,657(13)	428	12	530	320	196	13		
本 楯	403(157)	432	682(3)	225	3	404	291	109	3		
庭 田	13(12)	25	170(16)	145	12	146	93	35	16		
城 輪	—(9)	30	31(—)	31	—	12	12	—	—		
大 豊 田	24(3)	20	17(3)	10	4	31	28	—	3		
17. 西荒瀬村											
酒井新田	442(185)	435	585(29)	157	4	53	24	—	29		
豊 里	400(—)	409	549(—)	249	21	25	25	—	—		
穂 積	543(—)	439	448(—)	12	111	64	61	3	—		
藤 塚	79(—)	258	70(—)	24	212	—	—	—	—		
東田川郡											
8. 東栄村											
東 堀 越	696(—)	691	735(—)	38	—	—	—	—	—		
碓 氷	127(20)	150	147(—)	20	—	3	3	—	—		
嶋井興野	82(—)	82	82(—)	—	—	—	—	—	—		
上中野目	80(—)	79	64(—)	—	16	—	—	—	—		
鷺 畑	22(—)	22	43(—)	22	—	—	—	—	—		
平 足	39(—)	39	39(—)	—	—	—	—	—	—		
添 川	5(138)	25	—(—)	25	23	1	1	—	—		

今世紀初頭における巨大土地所有の一形態

付表 2 田の永代取入 (俵田米の単位は俵、以下は斗升合勺)

		筆 数	反別Ⅱ	俵田米	反別Ⅲ
			町 畝歩	俵	町 畝歩
明治 13 年末現在	川 北	2,588	520 36.11	12,518 3231	602 07.13
	川 南	2,605	570.69.08	13,443.1740	652 87.14
	南 北	5,193	1,091.05.19	25,962.0971	1,254.94 27
14 ~ 15 年取入	川 北	34	5.53.01	145.3330	6.75.28
	川 南	20	6.28 13	146 2300	7.18 08
	南 北	54	11.81.14	292.1630	13 94.06
16 ~ 20	川 北	269	43 70.29	1,101.0060	52.08.05
	川 南	638	119.87.05	2,938.1128	138 81.26
	南 北	907	163.58 04	4,039.1188	190.09.01
21 ~ 25	川 北	138	23.75 08	632.0033	28.50.21
	川 南	53	8 72 26	211.0388	9.85.05
	南 北	191	32 48.04	843.0421	38 35.26
26 ~ 30	川 北	150	25.69.19	665.2065	30.90.09
	川 南	212	34.25.28	774.1757	38.43.23
	南 北	362	59.95.17	1,439.3822	69.34.02
明治 29 年末現在	川 北	2,692	524.36 28	12,953 3622	615.54 10
	川 南	3,041	676.73 05	15,470.3220	778.86.07
	南 北	5,733	1,201 10.03	28,424 1742	1,394 40.17
30 年取入	川 北	80	8 12 06	208.2820	9.89.23
	川 南	118	11 21.15	293.2685	13.27.14
	南 北	198	19.33 21	502.0405	23.17.07

典拠 「明細鑑」B (明治13年正月起筆) およびC (同30年正月起筆)。

- 備考 1. 田の永代取入のうち「反別Ⅱ (俵田反別), 俵田米・反別Ⅲ」を記載してあるものだけを掲出 このうちには後に売渡した田も含まれている。
2. 30年取入は、26~30年取入のうちの30年取入とは重複していない それは、30年正月に帳簿の取替えがあったが、記帳の関係で30年取入の記載が両帳BおよびCにまたがったと思われる。
3. 31年以降の取入には反別Ⅲの記載はみられない。
4. 明治21年から俵田米1俵の俵入は5斗1升であるが、「明細鑑」においてはBは4斗, Cではじめて5斗1升の計算となっている。

今世紀初頭における巨大土地所有の一形態